

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 4 年 3 月 4 日

第 3 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第1回世羅町議会定例会 (第3号)

令和4年3月4日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| 第 1 | 監査請求に基づく監査結果報告について |
| 第 2 発議第 2 号 | ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議について |
| 第 3 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 4 議案第 2 号 | 令和3年度世羅町一般会計補正予算 (第10号) |
| 第 5 議案第 3 号 | 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 第 6 議案第 4 号 | 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算
(第3号) |
| 第 7 議案第 5 号 | 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 第 8 議案第 6 号 | 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算
(第2号) |
| 第 9 議案第 7 号 | 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号) |
| 第 10 議案第 8 号 | 令和3年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第3号) |
| 第 11 議案第 9 号 | 令和3年度世羅町公共下水道事業会計補正予算
(第3号) |
| 第 12 議案第 10 号 | 町道路線の認定について |
| 第 13 議案第 11 号 | 町道路線の廃止について |
| 第 14 | 令和4年度施政方針と予算の概要について |
| 第 15 議案第 12 号 | 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |

- 第 16 議案第 13 号 世羅町農業集落排水処理施設使用料条例等の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 14 号 世羅町建設事業分担金の徴収について
- 第 18 議案第 15 号 令和 4 年度世羅町一般会計予算
- 第 19 議案第 16 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第 17 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算
- 第 21 議案第 18 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計予算
- 第 22 議案第 19 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計予算
- 第 23 議案第 20 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 24 議案第 21 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計予算
- 第 25 議案第 22 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計予算

1. 議事日程

令和4年 第1回世羅町議会定例会 議事日程（第3号の1）

令和4年3月4日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

追加日程第1 発議第3号 監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関
へ是正措置を求める決議

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工振興係長 鶴田千智	観光振興係長 飯塚安生
建設課長 福本宏道	上下水道課長 升行真路
せらにし支所長 山崎誠	教育長 松浦ゆう子
学校教育課長 脇田啓治	社会教育課長 荻田静香
世羅町監査委員 山口敦允	世羅町監査委員 田原賢司

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ここで監査報告のため、監査委員が席を移動されますので、暫時休憩とします。

(田原 賢司監査委員移動)

暫時休憩 9 時 0 0 分

再 開 9 時 0 1 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第 1 議会の請求に基づく監査報告について を議題といたします。

本件については、令和 4 年第 1 回臨時会において、地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づく監査請求の動議が可決され、1 月 21 日付けで監査請求を監査委員宛に送付しておりました。その監査結果の報告書が 2 月 25 日に提出されております。

その報告書については、お手元に配付のとおりです。

これより、監査委員の報告を求めます。山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） それでは監査請求に基づく監査結果の報告をさせていただきます。

地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき令和 4 年 1 月 21 日付世町議第 13 号により請求のあった「監査及び結果報告の請求について」の監査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

第 1 監査請求事項

大田地区振興会連絡協議会（以下「大田地区協議会」という。）の特別委員会の趣旨、目的及び設置の不当性並びに大田地区協議会への自治振興交付金

に対する公金支出の不当性に関する事項

第2 監査の期間

令和4年1月21日から令和4年2月25日まで

第3 監査の概要

1 監査の対象とした事項

(1) 大田地区協議会で設置された特別委員会の設置経緯の不当性関係

ア 大田地区協議会に特別委員会が設置された手続きが不当という理由

イ 特別委員会はどのような根拠に基づき、手続きが行われたのか、そして設置されたと認められるのか

(2) 大田地区協議会への自治振興交付金に対する公金支出の不当性に関する事項

ア 自治振興交付金の交付対象及び交付状況の確認

イ 自治振興交付金の対象事業での支出の内容及び状況の確認

ウ 大田地区協議会において特別委員会が設置されたといわれている平成27年度以降の事業を対象とする。なお、令和2年度までの決算については、決算認定の議案が提案され、議会に於いて決算審査特別委員会を経て決算認定がされている。

第4 監査の方法

監査の方法は、企画課並びに大田地区協議会から関係書類の提示を求めるとともに、つぎの関係者から事情を聴取し監査を行った。

1 企画課長及び地域支援係長

2 大田地区協議会 副会長並びに事務局長

第5 監査の実施

関係帳票類等確認並びに関係者からの聴取りにより状況を確認した。

大田地区協議会の特別委員会が設置されたといわれている平成28年度の総会について調査を重点的に行った。

1 大田地区協議会では、役員の任期は原則3年とされている。平成28年度の総会において大田地区協議会の役員改選が行われている。

2 大田地区協議会から提供された平成28年4月27日に行われた平成28度総会資料並びに同年4月28日付で議長外代議員2名による署名のある第13期通常総会議事録は作成されていることを確認した。

この議事録の記載事項はつぎのとおりである。

1. 招集日

2. 開催日時及び場所

3. 代議員総数

4. 出席代議員数
5. 総会に出席した役員数
6. 総会の議長の氏名
7. 書記及び議事録署名人
8. 議長選任の経過
9. 議事の経過及び議案別議決の結果

第1号議案 平成27年度事業報告書並びに一般事業収支報告・指定管理事業収支報告承認の件については、会計長からの説明、監事による監査報告を受け、質疑無しで、満場異議無く承認された。

第2号議案 平成28年度事業計画（案）並びに一般事業収支予算（案）、指定管理事業収支予算（案）承認の件 については、事務局長から説明後、質疑無しで、満場異議なく承認された。

第3号議案 理事・監事・役員改選の件については、代表理事からの説明後、質疑無しで、満場異議無く承認された。」等の記録と第3号議案の新旧役員の名簿並びに総会当日の総会出欠席名簿（代議員78名分）委任状・当日出欠を記載されたものが添付されている。

議事録によると、代表理事は会長1人、副会長2人会計長1人を含む計9人から構成されている。そして、第3号議案の役員改選により、平成25年度から平成27年度の3年間の任期を務められた代表理事9人のうちの4人が代表理事に残られているが、会長は交替されている。

今回設置の不当性を訴えられている代表理事選任のために設置されたとされる「特別委員会」の役員である代表理事は、平成25年度から平成27年度に引き続き、平成28年度から平成30年度の3年間選任されている。

- 3 大田地区協議会の代議員会則第7条（代議員の選任）の規定によると「代議員は、各振興会会員、専門部会員、関係団体より選任する。」とある。また、専門部会規程では、7つの部の規定はあるが、特別委員会については、会則第15条「役員会は、必要と認めるとき、臨時の専門部を設けることができる。」の規定に基づき設置されたと説明を受けた。

総会議案では、平成28年度～平成30年度 代議員選任届出表中の関係団体で振興会特別委員会へ理事、代議員が選任されている。

役員報酬規定（平成27年4月1日施行）では、第1条（目的）、第2条（給与の種目）、第3条（支払方法）、第4条（支払日）が規定されているが、支給対象の役員名および各役員報酬は規定されていない。

平成27年度一般事業会計決算書（損益計算書・事業活動支出内訳表）に

よると、町からの人件費補助金による収入額は、7,848,033円であり、この収入に対応する支出としては、人件費7,848,033円(職員給与6,345,112円、役員報酬522,000円、職員共済費980,921円)と同様な内容を担当課である企画課に実績報告がされている。

これらのことから、議会の監査請求の対象は、設置が不当と主張されている特別委員会に所属する2人へ報酬が支出されていることであり、これを調査した。

この役員報酬のうち、特別委員会に所属する役員2人に対する役員報酬については、支払は無く、代表理事1名のみに対し24,000円の支払いがある。

役員と代議員については、会則第6条(役員)では、「この会に次の役員と代議員を置く。」との規定と、各役員の種別と各人数が規定されている。また、第8条(役員の選任)では、「役員は、総会において選任する。ただし、第6条第3号の事務局長及び同条第8号の専門部長の選任にあたっては、会則第16条及び第18条により会長が任命もしくは、委嘱する。」と規定されている。

また、大田地区協議会からの聴取りによると、特別委員会の役員は、各会議の連絡調整の役目を行われているとのことであるが、この出席等を記録したものは確認できなかった。

これらのことから、会則では、代議員の中から理事に、理事の中から代表理事を選任するという事は限定されていない。また、総会において役員が選任されていることから、大田地区協議会の役員への報酬が公金からの不正な支出とは言えないと判断した。

第6 監査意見

大田地区協議会会則第15条中「臨時の専門部を設けることができる。」の規定については、設置されてから5年以上が経過することから一般的な臨時的期間を超えていると捉えられる恐れがあります。

大田地区協議会において必要な委員会は、その役割や位置づけを明確にされ、地域の方にもより分かりやすい取り組みをされる必要があります。

地域での自治振興を進められるうえでも、地域内での協議において解決されることが最良であります。

以上で報告を終わります。

○議長(米重典子) これより、監査委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今、監査結果について報告を受けました。この議会として提出させていただいた監査内容については、先程報告ありましたが、特別委員会の設置、これが不当ではないかということと、またそれに支払われておる年俸、これは代表理事になられて24,000円の報酬を受け取っておることが適切かという、この2点について監査請求を出させていただいたところがありますけれども、まず3ページ目の監査意見のところの5段上のところに特別委員会の委員は各会議の連絡調整の役目を行われているとのことであるが、この出席等を記録したものは確認できなかつた。これはいわゆる活動内容というものが確認できておらんと。特別委員会というものの活動内容。昨年暮れに私もひよんなことからこの特別委員会の委員長さんとちょっとお話をする機会がございました。これは議長も同席のもと特別委員会の議事について、別件でお話しはあったんですが、後の雑談の部分で特別委員会の設置のことで私も多少聞いてみましたら、ご本人はここに書いてあるとおり、連絡調整役、これは小学校、中学校、高校、こういった教育現場との連絡調整役をやっておると。同じように何年もこれをやることなんです？って言ったら、本人もそれには非常に疑義を感じておりました。内容にはもう必要ないんでないかという旨も言われておりました。特別委員会の中身、これについても、もうすることはなくなって、何をすればいいのか、模索しながらさまざまなことに取り組もうと。実質のところ中身のない委員会というのは本人が自らある程度おっしゃられていた。こういった経緯もございました。私もちょっとこういった話を聞かさせていただきましたので、この請求を出したときに、出した後にですね、そういった事実がありましたのでひと言付け加えて。

また、設置されてから5年、これは監査意見の中、設置されてから5年以上が経過することから一般的な臨時的期間を超えていると捉える恐れがある。たぶんこれは勿論そうです。特別委員会というものは、もし述べたように、1年ないし2年、またこういった目的を達成すればその委員会というものはなくなっていくというのは普通です。これが継続的に5年もされている。これはされている委員長も疑義を感じておったところでもあります。こうしたところから私が一般質問等でも申し上げましたけれども、こうしたことを指導監督することが非常に大事だと思うんです。じゃあ、誰がするのか。地域内での最終の所に監

査委員の意見で、地域内での協議において解決されることが最良であります。これは勿論です。地域内での解決ができないということで町に、最初には町に対して何とかしてくれんかと。その後は議会に対して、この議会に対して何とかしてくれんか。最終的に監査委員さんに何とかしてくれ。ここまで来ているんですよ。これがこれまでの流れです。結局この指導監督する権限、指定管理を出しておる。これは私もう、町にあるんではないかと思うんですけど、監査委員の意見としてやはりこういった事象に対して一定の指導監督はいると私は思うんですけども、その点の意見お伺いいたします。

○代表監査委員（山口敦允）（挙手）

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） お答えいたします。特別委員会の成り立ちというものは議員よくご承知だと思うんですが、私達は初めて聞いたわけですが、委員会の必要性とか、そういったものの活動内容とかいうものはどういったものでしょうかということをお尋ねしたところ、役員に選任された方は、今は新築工事が済んでおるのでありませんが、当時は自治センターの建設委員会がありまして、いろいろとご尽力をいただいた方だから、現在では育成部、子供会でしょうか、そこらのものや、部にはありませんけれども、移住定住や、他の部との連絡調整をして活躍していただいているんだと。会則にはない、振興会の特別委員会の委員として、また更には代表理事にも役員会で決めて総会に諮って承認されたと。以上が設置理由と必要性と、委員会自体の内容というように承ったわけでございます。それで特別委員会というのが会則にないんじゃないかということもお尋ねしたわけですが、現在の役員でそのことについていろいろと協議したんじゃないけども、先輩の役員さんがそのものを決められたことだから、その分だけを直すというのは今、非常にむずかしいと。ですから、全体的に会則を含めて組織を見直しを行う予定で、今、準備をしているというようなお答えでありました。

もし、内容等が、いろいろ協議する中でむずかしい場合には町担当課のほうと連携とっていただきたいということもお願いして帰りましたし、また、できるだけ地域の方の知恵を絞って特色ある地域づくりを行っていただけるような内容のものに改めていただければということをご期待しとるわけでございます。

ただ今いろいろ問題になっておるのは、指定管理と、指定管理と地域づくりというのは、本当は内容は違うんじゃないかという気がするんです。ですから、県内のよその市町においても指定管理は会社やら、NPOがやってそこを利用して地域づくりをやっていく団体というような形のもので、たとえば町で言いますと委託料で出し、それから地域づくりについては補助金を出していく。今回のこの分については、指定管理ということではなしに、地域づくりの中の一環ではないかというように私は思います。

地域づくりの中の役員がおって、予算の編成上の問題もありますし、またその自治体の考えもあるわけですが、そこらをたてわけして考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 同様な質問になるんですけど、まず監査委員という、監査委員というのは、第三者的な中立的な立場で公金の支出、これらに対し適正な執行が行われているか、これをチェックするのが仕事で、不正または好ましくないと判断したら、それは執行部、これらに対してきちっと意見を申し上げる。これが仕事で、そのために第三者としての機関として独立しているわけでございます。

今回この報告書を見させていただきました。第三者として見た目で、たとえばこの報告書の3ページの先程の高橋議員の質問でもございましたけど、中ほどの件でございますけども、この出席等を記録したものは確認できなかった。確認できなかったと思って、しかしその4行目の下には不正な支出等はないと判断したと。事実がないと確認しながらですね、それは不正ではなかったと。ここの考え方を教えてください。

○代表監査委員（山口敦允）（挙手）

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） 公金が出ておるのは代表理事に対して手当を払っておられるんであって、特別委員会の委員に対しての報酬はないので、これは大田に限らず、ほかの自治組織でも同じですが、やはり役員手当というのは

出される範囲をそれぞれが決めておられます。この大田が特別多いんでもなし、少ないんでもない。中ほどだと思います。ここより多いところもありますし、9万円代のところもあります。ですから、そこで決められたことでありますので、それを予算上担当課が認めているなら、その分については出すべきじゃないじゃないか。それから逆に支払いせないけん、そういうことはなかなかむずかしいんであって、支出するほうがきちっとそこらを確認して計画書にまた、事後報告書を見てそこらを判断してもらわんといけんんじゃないかという気がします。

それで特別委員会に対しての、委員に対しての報酬が出てないということですから、2名おられる内の1名は出てません。1名は代表理事だから、支払ったということになっておるので、不正支出ではないという判断をしたわけです。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今回この監査を依頼したのは、そういうことじゃないですよ。特別委員会の設置が不当なら代議員になる必要ないじゃないですか。特別委員会の不当な設置がなかったら代議員に彼はなれないんですよ。そうしたらそんな支出はできないんですよ。おかしいんじゃないですか。鶏が先か、卵が先かじゃないんですよ。特別委員会の設置は不正と認めているんですよ。そうしたら代議員になれないじゃないですか、彼は。じゃあ、その前の全部、支出は出せないじゃないですか。これが理屈じゃないんですよ。それは別なんですか。彼はもうその地位に上がりませんよ。特別委員会の設置が不当なんであれば。これおかしいですよ、今のは。

併せて言いますよ。総会において役員が選任されていること。総会において、これ第3号議案で総会でされております。お聞きになったかどうかわかりませんが。新たにこういった特別委員会が設置されるのであれば、普通はですよ、3号議案においても、今回、この特別委員会を設置しますと。この内容は連絡役だとか、小学校、中学校、高校のこういった連絡役だとか、こういったことで活動してもらおうと思うので、そのためにこの特別委員会を設置します。これを第3号議案に盛り込んで、今回総会に諮ります。こういったこ

とをされてますか。ただ単に3号議案に、はい、特別委員会ですと文字をつづって、皆さん、これで今回の役員選出よろしいですか。異議ないですかと諮って決議されているんですか。これは私は自治センターに確認に行きました。今出ている監査請求、住民監査請求でも同じことが言われていると思いますけれども、ここら辺の監査はされてますか。お伺いします。

○監査委員（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子） 田原監査委員。

○監査委員（田原賢司） 先程のご質問なのですが、こちらで調査しましたのは、総会の流れの点。これは先程の代表監査がおっしゃられたとおりの点とですね、流れで言いますと、会則のところがあくまで総会というところへ絞ってあると。今の流れで、卵が先か鶏が先かということになるとですね、順番を踏んでという考え方もあるんですが、一覧を示してその場で全員の方へ総会の場で改めて名前を伏せるようなやり方ではなくてですね、一覧で示されております。これは全員の総会の場で出されているということでそれを持って認可を受けたものと、こちらとしては理解しております。ただ事務手続き上の上で言いますと、そういったものを諮る段階で理事会で事前に審査で出されるとかいったことの流れのところの指導をですね、今後町とかの担当課の指導があればよろしいかとは思いますが、総会の全員の場で決められたといった事実は総会の議事録等でこちらが確認してそれは正しいという思いで判断しております。

▼【高橋議員：「(聞き取れない)」】

○議長（米重典子） 高橋議員、発言許可を。

▼【高橋議員：「(聞き取れない)」】

▼【高橋議員：「答えが返ってきてないです」】

○議長（米重典子） そこら辺の答弁を。

○代表監査委員（山口敦允） はい。

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） 繰り返しようですが、会則にないものをそういった特別委員会というのを綴っておられるんじゃないかというのもお尋ねしましたが、確かにないんだということと、あそこが割と事務局長はじめ交代をずっ

とされておるといふこともありまして、事務的なことでいろんなことはやっぱり各自治体で若干違うのは確かであります。その中でそこをたとえば今回のように会則にない委員会を設けたとか、そういったことについては、やはり自治振興をあずかる担当のところではいろいろとやっていただくのがいいんじゃないかと。すべてが我々のところに先に来て、どうしようこうしようということではないので、私はそう思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） はい。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程まだ質問が続いておったんですけど、圧力に負けてよう発言せんようになったんですけども。要はですね、監査が中立の立場でみるといったときに、この特別委員会の設置がどうのこうのというところを細かく解釈して、これが不正ではないと、こう判断されたとして、じゃあ、なんでこの監査請求が出されたんでしょう。住民代表からも出たと聞いております。同じことが繰り返されております。こんなとき第三者機関である監査がしっかりとした中立的な立場で判断しないと解決しないじゃないですか。この問題が起こるとするのは、大田地区振興会連絡協議会、こういった名前です、問題が提起されているわけなんです、そこで地域で解決できない問題があって、そこをしっかりと見てほしいと言って監査に出されている。監査結果、だらだらやったことは書いてありますけども、一番大切なのはどこか。最後の監査意見なんです。特別委員会という特別な設置がですね、期間が長すぎて適当とは思われない。じゃあ、これをどうしようとするのかというのが監査には書いてないんですよ。行政にしっかりと意見しますと。こういうことばがあるんじゃないですか。

監査は単に第三者で私は関係ないです。こんなんじゃ、監査の位置づけがないじゃないですか。悲しいと思われませんか？行政で行われていることが私にとってはたいへん不利で困っていると。助けてください。こういって行政に言ってもだめ、議会に言ってもだめ、じゃあ、第三者機関である監査にお願いしましょうと。こうやってきて、監査が超えていると思います、恐れがあります。また次の下の行にはですね、この問題は地域内で解決してください。確かに地

域内で解決するのが一番。地域内で解決できないから監査をお願いしているんです。そこをしっかりと監査委員としたら見極めて、ただ第三者で、そりゃ、地域内じゃけえ、わしゃ、知らんと。そうじゃない。なぜ設置されているかと言ったら、行政の公金が正しく使われているかどうかをしっかりとみてくださいうて設置されているんです。しかも第3者機関なんです。こういったときに他人事のように片付けちゃいけないのんですよ。助けを求めた人にはちゃんとその人が浮かばれるように意見を付して行政もしっかり向き合ってくださいとか、こういうことばがあるんじゃないですか。そうしないと、監査が町内の住民が助けてくれと言ったときに監査に声が届かないじゃないですか。監査は届いた声にはその趣旨をしっかりと汲んで、問題があったらちゃんと行政にも、行政を指導しなきゃいけない。

○議長（米重典子） 藤井議員に申し上げます。ここは質疑の場ですので、もう少し質疑の内容を整理していただきたいと思います。

○7番（藤井照憲） 質疑をしとるんです。このことばでは足りないですよという質疑をしよるんです。

○議長（米重典子） じゃあ、そこの部分を。

○7番（藤井照憲） そうですよ。何か問題ありますか。これは

▼【高橋議員：「議長、公平な議事をしてくださいよ。私的なことを入れな
いでくださいよ。毎回言いますけど。」】

○議長（米重典子） 私的なことは入れておりません。

▼【高橋議員：「公平な議事を。」】

○議長（米重典子） 公平にしております。

○7番（藤井照憲） まあ、いいです。最小限の引用をさせてもらっております。

○議長（米重典子） では、お続けください。

○7番（藤井照憲） はい。要は監査は助けてくれと言ってあげた意見にしっかりと意見を添え、少しでも問題があったら行政に対しても意見をしないと、設置されている意味を失いますよと私は言いたいんです。そこの辺について、何か、そうではないというのがあったら、ご返答お願いします。

○代表監査委員（山口敦允） はい。

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） 行政に言うことと、議会から聞かれたことを答えるというのは別々でありますので、行政に対してはまた別な文書でお願いもしますし、要請もします。

先程申しましたように、指定管理は普通の会社でもいいですし、NPOでもいいですし、地域づくりはそこを利用してやっていただくというそこらのたてわけ、それから予算上の問題、それから4期にかけてそういった公募の仕方、そういったものは行政のほうへ申し上げました。ですから議会で聞かれたことは議長宛にこうだったというのを報告させていただきました。

○7番（藤井照憲） はい。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 行政に対してはどのような思いを持っておられますか、お伺いします。

○代表監査委員（山口敦允） はい。

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） 部分的ではありますが、先般申し上げております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

▼【藤井議員：「ようわからんのですが、先般とはどういうことですか。」】

○代表監査委員（山口敦允） 2月25日に文書で申し上げております。

▼【藤井議員：「何を申し上げられたんかと言って聞いておるんですよ。」】

○議長（米重典子） 中身については。

○代表監査委員（山口敦允） 中身については行政のほうへ言ったことでありますので、議会でこうこうこういうことは議長宛に答えを出しております。その中で気づいたことは行政のほうへ申し上げております。内容について。

▼【藤井議員：「内容について聞いておるんですよ。」】

○代表監査委員（山口敦允） 議会であったことは議長に報告しております。ですから町長に言ったことをまたここで話しせないけんわけですか。

▼【藤井議員：「そこを聞いているんです。教えてください。」】

▼【高橋議員：「私も同じことを聞きます」】

○議長（米重典子） 勝手な発言は控えてください。

○代表監査委員（山口敦允） ですから、指定管理の部分と地域づくりは別々に考えていかないけんのんじゃないか。3期は6年で終わるんだから、4期目についてはそういった形で公募されていく。ですから今回のこの分については指定管理の管理者という、たまたま一緒ですから、今の自治振興をやっておられるところが指定管理を受けておられるので一緒ですが、世羅町の場合は一緒になって予算してあるんで、なかなかむずかしくていけんのんですが、指定管理者が地域づくりをやった分について今回の問題になっとるんですが、やっぱりそこをたてわけをしてきちっとやるのがいいんじゃないか。

それと、福祉関係やなんかについて指定管理の中へ含めていくというのがちょっとおかしいんじゃないか。4年度で少し内容を変えられて、これから予算が提案されるわけですが、一部変更になっておりますが、5、6年にかけて福祉関係は福祉課のほうできちっとやられるのがいいんじゃないかというようなことも申し上げておりますし、それと文書持ってきてないので、いろいろ気づいた点は申し上げます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私、何回も最初から言うてますよ。指定管理のところと自治振興活動費、同じ町からお金が出ているんですよ、これは。考え方を別に分けろと言ってもお金の出どころは町なんですよ。ということは、町からお金が出ている。どちらにしても町が指導監督権限がある。これ前回の一般質問等でも言いましたよ。誰に聞いてもどなたに聞いても当たり前のことですよ。このことについて監査委員として同じですかと、そうですよね。やはり、分類は出どころが違う。考え方を分けというのはよくわかりました。ですけど、指導監督はされてるって言いましたよね。指導監督する権限は町にある、これは同じですよ。監査委員さんもそういうふうに思われるんですよ。この点だけ確認させてください。指導監督権限は町にあるからしなさいよということは同じ意見ですね。それだけ確認させてください。そこが非常に大事なところなん

です。

○代表監査委員（山口敦允） はい。

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） はい。ですから、指定管理については、基本協定に基づいてやっておるということですから、その協定がきちっと守られておらんということになると、当然、私の場合は指定管理というのは必ずしも地域づくりをやっておられる団体でやるのでなしに、NPOとか会社がやってもいいんじゃないかという考えなんです。

▼【高橋議員：「そんなこと聞いてないんです。お金が出てるんですから、指導監督」】

ですから基本協定に基づいたことがやられとらんかったら、それは指定管理の中のもので基本協定が守られとらんということをやってもらわにゃいけんし、地域づくりのほうは補助金ですから、いらんところへ出しとる、これはいけんぞというのは担当課でチェックしてもらう必要はあると思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

▼【高橋議員：「議長、休憩動議を出します」】

○議長（米重典子） ちょっと、待ってください。ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 監査委員さんの報告では不正な支出とは言えないという判断をされたということですが、詳しい経緯について十分理解はできない点もあるんですが、やはり関係住民の方から議会もそうした問題について一定の議論といたしますか、調査もしましたが、非常に複雑というか、そういう中で、きちんとした問題点が明らかにされない中で、議会も一定の責任は感じてりますが、やはりお尋ねしたいのは、代表理事1名に対して24,000円の支払いがされておるということを確認をされたんじゃないかと思うんですが。そういう公金の支出について基本的には問題がないという認識をされたのかなというように思いますが、先程来も出ておったように、監査意見の最初で一般的な臨時的期間を超えて云々というように言われておりますが、監査委員の言われる指定

管理と地域づくり云々ということも、分けることによってわかりやすいという点はあるかもしれませんが、これまで一定期間こうして町内すべての自治センターが指定管理によって公募しない住民組織が受けてやってきておる経緯もあるわけなので、それぞれいろんな問題点はあるかもわかりませんが、ここで地域内で解決をとということも理解できますがね、やっぱり監査委員として本当に組織の運営というとおかしいかもわからんですが、基本協定に基づいてですね、管理だけで、指定管理の面だけを見ればね、そりゃ、責任を果たしたということになるんかもわかりませんが、それを公募して指定管理をできるだけ安く管理してもらえば、それでこれまでの地域づくりが維持できるのかなという感じがするんですが、そこは監査委員は福祉に関して、これを行うことに対しての問題というか、指摘をされたように受けたんですが、これで自治活動がね、安定的に、地域づくりがですね、安定的に維持されるのかなという思いがするわけですが、監査をされてこういう点はこれで改善をされていくというように認識をされますか。

○代表監査委員（山口敦允） はい。

○議長（米重典子） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） ちょっと誤解があったかもわからんのですが、たとえばサロンなんかについては、福祉のほうで予算をされておって、その中でも居場所づくりをやっておられるところ、そうでないところ。また企画の方で予算しとるサロンへの送迎関係の送迎しているところ、しとらんところがあると。ですから、そういったものをごちゃ混ぜにして指定管理料の中へ入れていくのはいかがなものかとということで、福祉支援員の中でコーディネーターがありますが、これも半数くらいから取り組んでおられません。ですからそういった、4年度から若干内容が変わられておりますが、そういったことで福祉は福祉でやって、それを地域づくりの中へ予算上組み込んでいくということでやっておられるところも、やっとなんところも、同一的に均一予算というのはおかしいんじゃないかということ指摘したわけです。そういう意味ですから、やらんとか、やられるところは助成していくと。ないところは勿論ないわけですから、そのものを今後どのように推進していくのか、当然、やっていったほうがいいんなら、どんどん進めていくべきだということをおし上げており

ます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

▼【高橋議員：「議長、休憩動議を提出します」】

○議長（米重典子） ちょっと待ってください。まだ私の発言が終わっていません。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会の請求に基づく監査報告について を終わります。

ここで監査委員の席の移動並びに代表監査委員が退席されるため、暫時休憩とします。

暫時休憩 9時50分

再開 9時54分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○1番（高橋公時） 議長。休憩動議を提出いたします。

▼【「賛成」の声あり】

○議長（米重典子） 今、高橋公時議員から休憩の動議が出されました。この動議は1人以上の賛成者があり、成立をいたしました。暫時休憩といたします。

暫時休憩 9時55分

再開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議の動議を提出いたします。

○議長（米重典子） 賛成者はいらっしゃいますか。

▼【「賛成」の声あり】

○議長（米重典子） ただ今、1番 高橋公時議員から監査求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正を措置を求める決議の動議が提出されました。本動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議の動議を日程に追加し追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。したがって、監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発議第3号 監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 発議第3号

監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議について

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月4日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	高橋 公時
賛成者	同 上	上羽場幸男
賛成者	同 上	矢山 武
賛成者	同 上	徳光 義昭
賛成者	同 上	藤井 照憲
賛成者	同 上	山田 睦浩

(提案理由)

議員が監査請求を求めた趣旨に鑑みて、町は指定管理者及び公金が支出されている団体において、本旨に基づく指導監督を徹底することを求めるため。

監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議

議員が監査請求を求めた趣旨に鑑みて、町は指定管理者及び公金が支出されている団体において、本旨に基づく指導監督を徹底されたい。

以上、決議する。

令和4年3月4日

世羅町議会

以上でございます。

○議長（米重典子） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。この決議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

従って、発議第3号 監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関へ是正措置を求める決議については可決されました。

日程第2 発議第2号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番(徳光義昭) はい、議長。

○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。

○9番(徳光義昭) 発議第2号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議について

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月4日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	徳光 義昭
賛成者	同 上	高橋 公時
賛成者	同 上	上羽場幸男
賛成者	同 上	上本 剛
賛成者	同 上	矢山 武
賛成者	同 上	向谷 伸二
賛成者	同 上	田原 賢司
賛成者	同 上	藤井 照憲
賛成者	同 上	松尾 陽子
賛成者	同 上	久保 正道
賛成者	同 上	山田 睦浩

提案理由でございます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して、嚴重に抗議するとともに、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向け、早期に平和的な解決が図られることを強く求め、これを議会として表し、ロシア連邦大統領へ送付するため。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、そしてプーチン大統領による核兵器の使用を示唆する発言は、国際社会の平和と秩序を脅かすもので、断じて容認できない。

被爆地ヒロシマの町議会として、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、嚴重に抗議する。

また、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向け、早期に平和的な解決を図るよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月4日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

賛成者が、全議員であるため、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、発議第2号 は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議については原案のとおり可決されました。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

て を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは議案 1 ページをお開きください。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 森 ㊦ 志

生年月日 昭和 31 年 ● 月 ● 日

住 所 世羅町大字安田

提案理由でございます。

人権擁護委員の藤路隆裕さんが、令和 4 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

森 ㊦ 志さんの経歴でございます。昭和 49 年 4 月より世羅町役場にお勤めをいただいております。合併の後、平成 28 年 3 月末で退職をされました。その後、農事組合法人幸水農園様に勤務をされておりました。その後は世羅町商工会で事務局長として勤務をされた後、退職後、農事組合法人 現在、世羅香水農園様でお勤めをいただいているところでございます。

長年の役場勤務もでございます。人権政策担当課長としても人権啓発に携わられておりました。豊かな知識と人間性を保ち、多くの住民の方から信頼を得ておられます。その人柄は非常に温厚で包容力、統括力でございます。委員として適任であると考え、提案するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ほかに質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。（議長は除く）

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

なお、投票の効力は、会議規則第 32 条第 3 項の規定により、立会人の意見を参考に議長において決定しますのでご了承願います。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

（点呼順に投票）

投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番 久保正道議員
11 番 山田睦浩議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先程の出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 11 票

反 対 0 票

以上のおおり (賛 成) が多数です。

したがって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて は、森 ㇿ志 (もり ゆうじ) さんを 適任とすることに決定しまし
た。

ここで議場の出入り口を開きます。

日程第 4 議案第 2 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 10 号)
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 2 ページをお開きください。

議案第 2 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 10 号)

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ82,667千円を減額し、歳入歳出それぞれ11,954,143千円とするものでございます。

歳入は、町税12,916千円、利子割交付金129千円、配当割交付金100千円、株式等譲渡所得割交付金2,699千円、法人事業税交付金5,059千円、地方消費税交付金26,539千円、ゴルフ場利用税交付金42千円、地方交付税191,816千円、使用料及び手数料2,859千円、県支出金8,719千円、財産収入5,396千円、寄附金11,000千円、諸収入8,448千円を増額し、環境性能割交付金1,708千円、分担金及び負担金14,710千円、国庫支出金25,571千円、繰入金224,000千円、町債92,400千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費52,632千円、農林水産業費63,552千円を増額し、議会費2,177千円、民生費34,007千円、衛生費81,092千円、商工費6,710千円、土木費60,173千円、消防費7,595千円、教育費5,977千円、災害復旧費1,120千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。最初に6ページの繰越明許に係る問題について、それぞれの事情で年度内にできないということでこういうことになるんだろうというように思いますが、詳しくこれまでのことを記憶しておりませんが、19件で10億いくらということでありましたが、特に金額が多いのは道路の関係で道路維持修繕、それから道路改良事業6,400、それぞれいろんな事情でこういうことになったんだというように思いますが、繰越明許で年度内にできないので次の年にやればよいというものでもないと思うんですが、そこら辺と併せ

て、財政の問題で繰り返しお尋ねをしてきておりますが、17ページの地方消費税交付金2600万ですか、これらどのような積算でこのように、倍まではいってないですが、その経緯。

それから31ページの基金繰入金、これは必要がないということでこういうことになったんだろうというように思いますが、特に当初予定をしておったものでコロナ関連もかなりあるんかもしれませんが、主なものだけでもいいですが、基金の繰入が補正によって3570万ですかね、そして歳出のほうで4300万くらいの積立というのがあったと思うので、そういう点では差し引きをすると、増額になるんじゃないかと思うんですが、そこら辺どういう認識でおられるのか。

その上のふるさと納税に関わる問題かと思うんですが、見込み等はこの金額で見込んでおられるんでしょうが、予算との関係でお尋ねします。

35ページの臨時財政対策債2000万円の減という、当初見込んでおったものが、かなり減額になっておるわけですが、これらとその下のほうもずっと減額になっておる。事業ができないといういろんな理由があるかもわかりませんが、特に小規模崩壊地復旧事業、予算がつかなかったということかもしれませんが、240万円についてどういう認識を持っておられるのか。必要がないということもあるかもしれませんが。

それから39ページで減災基金5964万円、どういう形でこの基金積み上げをされておるのか、されようとしておるのか。

それから47ページ 自治センターの指定管理業務1255万ですか。減については主な理由というか、その点はどのようになっておるのか。ちょっと項目が多くなるんですが、1回目としてその程度で。

○議長（米重典子） その程度でよろしいでしょうか。それではおのこの答弁を。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは6ページ繰越明許費補正、8款土木費についてお答えします。

道路維持修繕事業につきましては繰越した事業内容がですね、橋りょう補修

3橋にかかるもの、それからトンネル補修1本にかかるものでございます。こちらの工事につきましては、専門性の高い工事となっております、コロナ禍における高度な専門技術者の派遣、そちらに時間を要したので繰越すものでございます。

また道路改良事業につきましては、どの路線につきましても電柱の移転、こちらのほうにですね、通常より資材の納入に時間を要しております、移転期間が延びております、これに伴う工事の遅れが発生しております。いずれの道路維持修繕事業、道路改良事業につきましても、継続して早期完成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。財政課の関連がたくさんありますので、それぞれお答えをいたします。

まず17ページ、地方消費税交付金の2653万9000円の積算はどうかというところでございますが、前ページのですね、3款の利子割交付金から16ページ9款環境性能割交付金までの交付金につきましては、これは県税、県が税金として集め、市町へ交付をしているものでございます。積算につきましては、その内容等は県のほうでこれだけ増収を見込んでいるということ（聞き取れない）した後、地方消費税のほうで増収を見込んでいることだろうということで、その分世羅町へ回ってくるお金が増えたという認識でございます。

続きまして、31ページの順番にいきますが、総務費寄付金1100万円の増でございます。見込みについてはというご質問だったと思いますが、この増額補正を含めて決算見込み8100万円としておるところでございます。それからその下、財政調整基金2億2400万円の減でございます。こちらでまず繰入を減にしておりますが、補正前の財政調整基金の予算額が2億2400万円、同額でございます。ということで、今回2億2400万円減額をしますので、今年度最終予算的には財調を崩さないという状況になっております。

30ページの補正後予算額として3500万円程度残っておりますが、こちらは他の基金からの繰入れの数字でございます。積立におきましてはまた後程お答えをいたします。

次が 35 ページです。臨時財政対策債 2000 万円減としておりますが、こちらは当初ですね、2 億 9000 万円余りの発行を予定しておりました。12 月におきましてですね、国より国の 3 年度の補正予算において普通交付税が増額をされました。これが 17 ページに普通交付税として 1 億 9181 万 6000 円増額補正をさせていただいているところでございますが、この内大よそ 8000 万円ほど臨財債の償還に要する経費として使いなさいよという国からの指示がありました。既にですね、2 億 9000 万円の臨財債の総額の内、2 億 7000 万円ほどは借入の申し込みを済ませておりましたので、まだ借入をしていなかった、今後借入を予定しておりました 2000 万円部分をこの普通交付税の増額部分と相殺し、残る 8000 万の内 2000 万を除いて 6000 万円弱、これは令和 3 年度の臨時財政対策債を借り入れた後の元金償還のほうの財源として使いなさいよという指示がございました。これによりましてまず臨時財政対策債を 2 億 9000 万円のところ 2 億 7000 万円に減額をし、39 ページの順番が逆になりますが、減債基金 5964 万 2000 円、これが 3 年度の臨財債の今後償還する財源として使いなさいよという部分となります。これを減債基金に積立て、後に元金償還が始まったならそれを活用して、返済の一部に回すという形になっておりますので、減債基金 6000 万円弱積立てを行うというものでございます。

それから 35 ページに戻りまして、町債の内ですね、小規模崩壊地復旧事業 240 万円の減にしております。なんで減にしたのかということでございますが、これはもう執行残でございます。事業費が減ったということで町債をその分減らしているというものでございます。

それから 39 ページに財政調整基金の積立て 4300 万円ほど積立てをいたします。今回 3 月補正をするにあたりまして、要求等取りまとめたところ、歳入が増額、歳出はかなりの減額となりまして相殺したところですね、4000 万円余りの余剰金が発生しました。この余剰金につきましては、財政調整基金のほうに積立て、今後の財政運営に役立てたいということで積立てを行うものでございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうからは 47 ページ指定管理業務

1255万9000円の減の主な理由についてご説明申し上げます。福祉支援員にかかる減が約1000万円。それからセンター長、地域スタッフの人件費にかかる減が240万円というのが主な理由でございます。

福祉支援員につきましては、サロンの回数が激減したということとですね、それから生活支援コーディネーターに係る人件費が当初の見込みほど伸びなかったというところによるものでございます。

それからセンター長、地域スタッフ等に係る部分につきましては、これもやはり行事等が充分開催ができていないということでの時間外勤務部分での減、それからフルタイム配置がされていない自治センターがいくつかございますので、そういった部分合わせての金額でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ございませんか。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 私のほうから6ページと7ページについて、繰越明許費補正のほうで県営基幹水利施設補修事業負担金、こちらの繰越しとなった要因を教えてくださいのと、同じく耐震性貯水槽設置事業、こちらの要因を教えてください。

それと、7ページ債務負担行為の補正なんですが、以前企業立地支援奨励金、こちらのほうは廃止するということでしたので、廃止年度から数えて5カ年については事業が継続なされるものとおっておったんですが、これ見ると期間が延長されるような形になっているんですが、そちらの理由を教えてください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 6ページ 県営基幹水利施設補修事業負担金でございますが、この事業につきましては今年度4月にですね、第1用水池場のモーターが破損したものに基づくものでございます。

目谷ダムでございますが、目谷ダムについてはこの大きいモーター2基で運用している内の1基が破損をいたしました。1基運転で今はしのいでおるわけなんですが、これに対して県のほうで補正予算を付けていただきまして、事業

を展開するわけなんです、モーターの製造等にですね、時間を要しますので、繰越しということになりました。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 同じく6ページの耐震性貯水槽の設置事業の繰越しについて説明させていただきます。

この事業につきましては宇津戸地区に予定しております防火水槽の設置工事でございます。中身といたしましては工事費並びに精算の設計等を予定しております。この繰越しとなった要因でございますが、現地のほうは国道432号線、並びに県河川と接した箇所でございます、この間、県と協議を行う中で、追加の測量設計、それから現地での協議等々行ったものでございます。こうしたことに日数が要したこと、またそれに伴い単価の見直し等が発生をいたしております。工事費等の増額を合わせ工期を延長させていただき、事業の完成を行いたいというものでございます。

○商工振興係長（鶴田千智） 議長。

○議長（米重典子） 商工振興係長。

○商工振興係長（鶴田千智） 私のほうからは、債務負担行為の関係の企業立地支援奨励金についてお答えいたします。この制度につきましては、5カ年を奨励金の措置期間としておりますけれども、奨励措置の対象となるものは、固定資産税相当額となっております。このたび令和2年度に申請された事業者様が納税されるのが5年後は令和8年度となり、その納税されたものについての奨励措置ということで1年間延長ということで令和4年度ということで設定を変更させていただいております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 先程の耐震性貯水槽のほう、追加測量が発生したということなんです、これは当初から言うと予期せぬ状況での追加測量だったのかということと、今の立地奨励金なんです、一般的に固定資産税の納税ということで、2年度で廃止ということで、翌年課税分からと数えて3、4、5、6、7、8年までは還付かなと思うんですが、9年がなぜ計上されたのかが理

解に苦しむところがありますが。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは耐震性貯水槽について追加で説明をさせていただきます。この追加測量という、先程ご説明申し上げましたけれども、こちらにつきましては、河川との接しているということで追加測量が求められたものでございまして、これは既に予算といたしましては昨年措置をいただいたものでございます。そうした作業を行う期間を要したこと。またそれに基づく県との協議に時間を要したということで、この繰越明許をお願いさせていただいているものでございます。

○商工振興係長（鶴田千智） 議長。

○議長（米重典子） 商工振興係長。

○商工振興係長（鶴田千智） 先程の債務負担行為の件につきましては、令和2年度に申請されました事業につきましては、令和8年度に納税されることにつきましての奨励措置ということで、令和9年度まで補正によりまして延長させていただきます。

○議長（米重典子） さっきその答弁があったんですけども、それが9年まではおかしいのではないかとということですが。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） カウントの仕方のところがあると思うんですが、再確認で2年に申請を出されて、2年度で決定されると。その段階で3年中に設備が設置され、その時点において3年課税分と4年課税分が出てくると。その課税のカウントの中で5カ年の認定をしたときに8年終了分と9年終了分がありますよということでしょうか。そうすると、今回の補正を最後に以後は挙がって来ないという、ここを確認させてください。

○商工振興係長（鶴田千智） 議長。

○議長（米重典子） 商工振興係長。

○商工振興係長（鶴田千智） この制度は令和2年で終了しておりまして、債務負担行為については令和9年度で終了ということになります。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 先程私の答弁の中で国道 432 号と誤って説明をさせていただきます。正しくは国道 184 号線でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○3 番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3 番 上本 剛議員。

○3 番（上本 剛） 77 ページをお願いします。そこのですね、77 ページの負担金補助及び交付金のところで、中山間地域とか、環境保全とか、多目的機能などがマイナスになっておるんですが、この内容を教えてください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 77 ページの 18 の負担金、補助及び交付金でございますが、まず中山間地域等直接支払制度でございます。これにつきましては、申請されたものについて精査した結果 700 万円の減額でございます。

次の環境保全型農業直接支払制度、これも同様でございます。申請をされたものに対してでございますが、まず当初予算につきましては前年度実績をもとに当初予算を組みますので、それに対して当該年度予算成立後に申請がございますので、そこで差異が生ずるというものでございます。

次の多目的機能支払交付金、これも同様でございます。前年度実績において当該年度の予算を計上しておりますので、これに基づき申請が 6 月くらいに行われますので、ここで差が出るというものでございます。

機構集積協力金でございますが、機構集積につきましては、貸し手と借り手というものが出てきまして、まず予算を立てるときにつきましては貸す側ですね、もうちょっと農業しんどいんでどなたかにお願いできんかのうという貸す側のほうが 21 名の申請がございました。それに基づく面積の計算でございますが、これに対して実際に今年度中で借り手、作ってもいいですよマッチングできたものが 14 名でございましたので、この差 7 名分が減額ということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10 番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 4、5 点お尋ねをします。繰越明許費 6 ページの農林水産業費を挙げておられますが、今まで情報を聞いたところ農林水産業費あるいは林業費においてため池、それから砂防ダムで堰堤ですね、林業費の関係の堰堤、そういったものが不落になったんだということを聞いておりますが、それが契約ができたのか。それから契約された後にこの繰越しをする必要がないのか。そこのところをお尋ねします。

それから 33 ページの雑入のところで返還金とありますが、返還金はどういった内容のものなのか。

それから一部事務組合の精算金というのは、これは世羅三原斎場組合の関係の精算の金なのかどうか。

それと 75 ページの世羅営農継続支援金支給事業 5700 万円ありますが、どういった内容のものなのか。

それから 87 ページの公共下水道事業の繰出金 3700 万円余りありますが、これは公共下水道の事業が縮小されたのかどうか。この内容。

それから 95 ページ中学校費の工事請負費ですが、678 万 9000 円、これは空調施設と伺いましたが、今、資材が不足している中で年度内にこの材料、資材が調達できて工事が完了するのか、どうか。このところをお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まず 6 ページ繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費に挙げております林業費、小規模崩壊地復旧事業、これにつきましては、治山事業の流路工でございます。これの繰越しになっております。

それから農地費につきましては、先程 1 件、ダムの件は説明をさせていただきましたが、もう 1 件県営土地改良事業負担金、これについては西大田地区のほ場整備、県営のほ場整備でございます。県のほうが事業を繰越したために町の負担金も併せて繰越すというものでございます。

不落になったものというのがあったんですが、ここにはそのようなものは計

上はしておりません。不落になったものはその後、申し訳ありません。今の6ページ、ここにあるのは追加補正したものだけでございますので、先程のため池については12月の補正で計上させていただきまして繰越しをさせていただいているというものでございます。

それから続けてもよろしいですかね。ページ飛ぶんですけども。

○議長（米重典子） はい、同じ産業振興課分について。

○産業振興課長（大原幸浩） はい、私のほうからの。75ページの世羅営農継続支援金支給事業についてでございます。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で担い手に集積された優良農地、これの荒廃、また営農ノウハウの消失などによって世羅町農業に停滞が起こらないように、世羅町農業の担い手への営農継続のための支援をするものでございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうからは33ページの雑入の返還金136万円の内、企画課が関係している部分がございますので、それについてお答え申し上げます。

毎年自治センターのほうへですね、すべての自治センターではありませんけれども、現地調査を行って、過去3年分ですね、具体的な支出状況等を精査をさせていただいております。今年度3自治センターのほうにお伺いしております状況でございますけれども、その中で補助金の適用というものが適当ではない、そういったところが判断できるものがございましたので、その部分につきまして36万5000円の返還を求め納めていただいたところでございます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 返還金についてお答えをいたします。この136万円のうち99万5000円になりますが、これは国民健康保険や後期高齢者医療広域連合から高額療養費にあたる部分を福祉医療のほうに返還をいただくものでございます。福祉医療の制度としまして、受給者証を提示することで高額療養費を含めたすべてを福祉医療のほうで一旦負担をするようになっております。その部分に対しまして保険者から高額療養費にあたる部分の返還を受ける

ものでございます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 町民課のほうから 32 ページ、一部事務組合精算金についてでございます。ご指摘いただいたとおりで、世羅三原斎場組合が解散いたしましたことによります精算金でございます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） それでは上下水道課のほうから 87 ページ 8 款 5 項下水道費の 3700 万余の減額についてご説明いたします。この繰出金につきましては、後程またご提案をさせていただきます公共下水道事業会計の中で、令和 3 年度におきまして国費事業を優先をして事業を実施をいたしました。裏を返せばですね、単町費部分、こちらについては、令和 3 年度については見送る方向で計画を進めまして、次年度以降また改めましてですね、この単町部分については執行していく。予定といたしましては恐らく最終年度になるのではないかというふうに今現在計画を進めておりますが、令和 4 年度につきましては今後について中央病院付近を先行して実施をしていくということで、またこれもご提案させていただきますが、今回のこの減額部分につきましては、純粹に単町部分を使う部分について減額をさせていただいたものでございます。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 私のほうからは 95 ページ中学校費の学校施設整備費の部分についてのご質問でございますが、このたび甲山中学校の空調設備、既設のものはあるんですが、断続的に調子が悪いということで、換気型のものに付け替えるということにしております。これにつきまして、年度内工事が完了するのかということでございますが、その見込みが少し立たないため、6 ページに記載しておりますとおり、繰越明許として来年度執行予定ということにさせていただいているところでございます。

○議長（米重典子） 質疑の途中ではありますが、ここで昼休憩とさせていただきます。

できます。再開は午後1時といたします。

休 憩 12時02分

再 開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き令和3年度世羅町一般会計補正予算（第10号）に対する質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 若干お聞きしたいと思います。ゆっくり行きますのでよろしくをお願いします。

まず19ページ分担金及び負担金のところでございます。農業災害復旧事業で1300万円余の減額となっております。工事ができない、地元負担金ができないというような、さまざまな原因があると思いますけれども、発生するこういうマイナス予算が発生する原因をお聞きしたいと思います。

次に61ページお願いいたします。児童福祉総務費の中の子育て世帯生活支援特別給付金。これで、ひとり親世帯分またはひとり親世帯以外分と減額になつとるわけなんですけれども、要は申請手続きが要するという方の分が減額の原因かなと思うんですけれども、この特別給付金という制度がしっかり効果を発揮しているのか、どうか、この辺をお伺いしたいと思います。

次が67ページ予防費の総合健診業務、感染症等予防対策事業、個別健診業務がそれぞれマイナス予算になっております。これらについても受けないものはしょうがないと言われるのか、しっかりと制度をPRしたんだけど受けてもらえないから減額になるのか。はたまた余分な予算を積んどったのか。この辺をはっきり答えていただきたいと思います。とりあえず3つ、よろしく願いいたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは19ページ農業災害復旧費分担金でご

ございますが、1311万4000円の減額は農地及び施設でございまして、増嵩申請によりまして補助率が上がったために負担金が減ったというものでございます。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは私から61ページ子育て世帯生活支援特別給付金の2つの事業費の効果が発揮しているのかのご質疑にお答えさせていただきます。

対象者数につきましてそれぞれ見込みを出し実施をしております。まずひとり親世帯分につきましては、見込み数に対して約85%の方が申請をされております。この給付対象者につきましては令和3年4月の児童扶養手当の受給者の方につきましては申請不要で支給をするというふうな制度になっておりましたが、それ以外に家計急変者の方が給付対象者となっております、その方の人数、件数を見込んでおりましたが、その部分の申請がない部分について今回24件、220万円を減額させていただいているものでございます。

続きましてひとり親世帯分につきましてでございますが、これも給付対象者が先程と同様に令和3年4月の児童手当または特別扶養児童手当の支給を受けている方であって、住民税の均等割が非課税である方というふうな方と先程と同様に家計が急変されたというふうな方が対象となっております。ここにつきましても、約見込みに対して7割の方が申請をされているというふうな、現時点で状況になっておりました、そういった%テージからみても事業の効果は出ているものというふうに認識しているところでございます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは67ページの委託料、総合健診業務、感染症等予防対策事業、個別健診業務の減額理由でございます。総合健診業務、個別健診業につきましては、やはりコロナの感染拡大時と重なったこともあり積極的に受診勧奨のほうが行えてきておりません。また受診控えもありまして、更にコロナが拡大しておりました、本日も健診のほう行っておりますが、キャンセルをされる方も結構いらっしやいまして、受診のほうかなり大

大きく減少をしている状況でございます。感染症等予防対策事業につきましては、緊急風疹抗体検査、こちらの受診、抗体検査の受診の見込み数がかなり大きく減っていることが原因で減額としております。

健診につきましては必要な医療は受けていただき、早期発見、早期治療につなげていただきたいこと。また年に1度は健診のほうは受けていただきたいという思いは持っておりますので、これからしっかりと周知をしていきたいと思っております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお聞きしたいと思っております。79ページ農業公園管理費で備品購入費、106万1000円、これが減額になつとるわけですけれども、これを県から委託を受けて管理する公園でですね、備品も当然要求措置したものであると思われまして。それをなぜ減額しなきゃならないか。必要がないものを要求しとったのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

次に水防費の91ページ、いつもお伺いしとるわけですけれども、自主防災組織防災設備整備事業補助金及び自主防災組織活動費補助金、なぜこういう予算が減額になるのか。事あるごとに町長のことばに自主防災組織を活用してと、自主防災組織の動き、これらを大切にしたいとよく言われるんですけれども、なぜ減額になるのでしょうか。自主防災組織だから自主組織だから、言うて来るまで放っておくよと。実際にはですね、各地域の自主防災組織はもう少し丁寧な指導をしないと、指導者がですね、だんだんと高齢化して動きにくくなっているところがあると思うんですよ。したがってさまざまな支援をしながらこの予算がしっかり使われるようにやってもらいたいと思うんで、なぜ減るのか、お伺いしたいと思っております。

最後の質問でございます。101ページ保健体育総務費アスリート育成補助金、これが100万円減額になっております。この予算は当初予算の付帯決議の中で、執行するときには議会のほうへ報告してくださいと。どういう制度でやるのかやってくださいと。当初予算が120万円ですから、20万円は使われているわけです。この20万円使うのに、議会の私らは何ら聞いておりません。なぜ議会軽視をしたのかお伺いしたいと思っております。

○観光振興係長（飯塚安生） 議長。

○議長（米重典子） 観光振興係長。

○観光振興係長（飯塚安生） それではお答えいたします。79 ページ備品購入費の減につきましてですが、こちらの先程公園のほうと言われましたが、10 目施設管理費でございますので、改善センターの施設管理費でございます。今回改善センターのほうのカーペットの更新をかけさせてもらいました。その入札残を落とさせてもらっております。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 91 ページの水防費、自主防災組織等に関連する補正についてご説明をさせていただきます。

まず施設整備の補助金でございますけれども、こちらにつきましては、各自主防災組織 1 回ということで主に立ち上げ等に要します整備について予算措置をしていたものでございますけれども、昨年におきましては新たな立ち上げもございませんでしたので、この 30 万円が未執行となったものでございます。もうひとつ組織活動補助金でございますけれども、57 万円減額の内、50 万円につきましては県の補助事業でございます体制構築活動という補助の利用がなかったことによるものでございます。この事業につきましては自主防災組織が県を通して講師の派遣等を依頼されたときに 50 万円を上限に措置されるものでございます。こちらのほう、利用がなかったというところでございます。

その他の既存の組織でご活用いただいている活動補助金につきましては 8 件の利用をいただいているところでございます。

▼【藤井議員：「減額の理由を教えてください」】

○総務課長（広山幸治）（挙手）

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） この減額の理由でございますけれども、申請等いただいた後にコロナ等ですね、中止をされたところもございました。規模につきましても 9,000 円余りのところから上限の 5 万円と幅が広いわけでございます。こういった執行の状況にいろいろと組織ごとに差異があったというところでございます。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。アスリート育成事業補助金につきまして、当初 120 万円でのこのたび 100 万円減額ということで、20 万円の使途について議会への報告がなされていないというようなご指摘であったかと思いますが、こちらの補助金を利用して、申請をしたいというようなお考えをお持ちの団体さんがございまして、そちらとの調整を最終まで図っておったんですが、この 3 月補正の期限までに最終的にぎりぎりまでお待ちしたんですが、結論が出てこなかったのので、この後に出てきて、もしかしたら執行されるかもしれないというようなこともありましたので、一旦 20 万円、その見込みになる 20 万円については一旦保留をさせていただいて、完全に不用と見込まれる 100 万円についてのみこのたびを減額補正を挙げさせていただいたものでございます。その後の調整の中で今回間に合っておりませんが、20 万円についても、執行見込みが立ちそうにないというようなことも漏れ聞こえておりますので、たいへん申し訳ない、この 3 月補正の段階では 100 万円の減額しか挙げておりません。申し訳ないんですが、そういった事情でございます。

▼【藤井議員：「議会軽視の理由は」】

○社会教育課長（荻田静香）（挙手）

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） たいへん申し訳ありません。私のほうがどのタイミングでこの活動の申請を上げようか、どうされようかと言っておられるものを、どのタイミングでお諮りすべきなのか、ちょっとすみません、わかっておりませんで、たいへん失礼を致しました。申し訳ございませんでした。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 数点ご質問させていただきます。まずは、前も聞いたんですけど、14、15 ページの町たばこ税、これが毎回毎回増えておる。今回も 800 万円ですよ。数年前からもう世の中の動向で言ったらこういったものはどんどんどんどん減額になっていく、吸われる方も少なくなっていくのではな

いかと思いきや、世羅町は毎回毎回こうやって増えているんで、何らかの対策で増えているのか、単純にたばこが高くなって、その分の税率が高くなったのか。ちょっと逆行しているようなのでこの点、1点お伺いさせていただきたいのと、続きましてページ数が30ページ、31ページの指定寄付金、これはふるさと納税の関係だと思えますけれども、1100万円また増えて8100万円ですかね、最終的には。こういったコロナが関係しておるのか、この時世においてもこれは努力だと思えますけれども、年々伸ばされている理由はこういったものがまたふるさと納税であると思うんですけれども、リクエストがあるのかっていうところも併せてお伺いしたいと思えます。

歳出のほうでは、75ページで先程も同僚議員のほうから内容についての確認があったと思うんですけれども、世羅営農継続支援金支給事業、これが新型コロナウイルス感染症に関しての地方創生臨時交付金の5700万円。商工関係にはこういった補助金を何度か使っておる中で、農業関係者においてもやはりコロナによる打撃があるということでいくらか補助金を出そうということが決まったんだと思う。たいへん良いことだと思えますけれども、全協で説明を受けた際にもやはりこれはコロナによっていくらかでも影響が出ている事業者に対して支援していくっていうのが、根本的趣旨があると思うんですよ。それを度外視して、だろそうろうでこういったところにも付けるとするのは支援金の趣旨としてよろしくない。これは私は思います。でしたらこれまでに提案された分で否決されたものもあります。こういったものも全部出すべきです、そうしたら。ですから一定の支給条件、こういったものは満たして、コロナ禍によっていくらかでも影響がある。こういったことを文言として謳っておるか。再度本会議の場で確認したいと思えます。

続きまして、81ページ、これがいつも商工振興費でございますけれども、まず雇用維持支援事業、これがまた減額の396万円。これ当初からいきますよ。1728万円、これが途中でコロナ対策の補助金として1728万円組まれて、1月20日の臨時会、ここで1070万円減額されましたね。1070万円。ちょっと必要ないということで早目の措置だと。今回改めて396万円。ということは結局使われたのは1728万円組まれて、262万円です。262万円。%で言いましたら15%です。

続いていきます。中小事業者支援事業、これいくら組まれたかというと 6038 万円組まれてます。これも同じく 1 月 20 日の臨時会において早期に 3500 万円減額されました。今回また 1400 万円減額しております。結局使われるのが 1138 万円。これも比率にしたら 18.5%。毎回言いますけど、これ商工振興費のほうに入っておりますけども、使われてないから減額されるというのは十分理解できています。そこでなくて、この地方創生臨時交付金、コロナ対策の地方創生臨時交付金のこういった施策に充てるために、これは町長筆頭に副町長、企画課長こういったところで調整して、この支援策で行こうとたぶんやっているはずなんですよ。ちょっといかに言っても 20%を切るような利用率ないっていうのは世羅町でどういったことがコロナによって必要なのかというのがあまり調査できてないように思って非常に心配です。前の答弁言いますよ。どういって言ったか。とりあえず最大値で出したんだと。こんだけ使わなかったから残したんだと。そんな出し方じゃいけないと思います。ある程度は、最大値で出すっていうのも必要ですけど、どの程度使われるかっていうのは見込みを持って議会に対して提案されるべきだと思います。今回の地方創生臨時交付金、これを議会に出されてまず 50%を超えて利用されたのはほぼほぼないんですよ。ですからもうちょっと把握されるべきだと思うんですけど。そこは交付金の考え方、ここをお尋ねしたいんです。以上、たくさんになりましたけど、お願いします。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えします。私からは 15 ページのたばこ税の増額の提案についてご説明いたします。

高橋議員おっしゃいますように、12 月の段階でペイペイ効果の部分についてですね、確かに増額をさせていただいております。その時点では実績に基づいて増額の提案をしたわけなんですけれども、ペイペイが主なものと感じておりました。ところがですね、確かに最近健康志向の高まりにより、たばこ離れがあり、また加熱式のたばこの普及の影響をまして、減少傾向に確かに続いておりましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響によりましてテレワーク、外出自粛等、今度逆にですね、在宅時間が増えたことによりまして、また感染

症によるストレスなどにより喫煙が増えたと考えております。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 31 ページの総務費寄付金ふるさと納税の関連のご質問にお答えいたします。

2点だったと思います。増額になったのはコロナが関係しているのかというご趣旨だったと思いますが、本年度ですね、昨年までの単価と比べてですね、2,000円単価をアップさせております。総務省からお礼品に係る経費は寄付金の半額までだという指示に従いまして経費率を落とすため、経費のほうは落とせませんので、収入のほうを上げたという。その関係、それが高額費が若干あったものが影響して、最終見込みが8100万円ということで見込んでいます。

それからお礼品のリクエストということなんですが、詳しい資料を今日持ち合わせてないので、申し訳ありませんが、ぶどう、卵、それから肉類、それからお酒の関係等が上位にランクされているものだと記憶をしております。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは75ページの世羅営農継続支援金支給事業についてでございますが、全員協議会の際にもご示唆等いただきまして、その後事務所のほうでですね、職員と共に確認をいたしました。農地所有適格法人報告書、並びに決算書などを確認をしてですね、影響があったということは確認をしております。また要綱の中にも新型コロナウイルスに関することということで明示もしております。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私より81ページの商工振興費に関わります1番 高橋議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。

具体的には2つの事業、また補助金についてですね、推移をご指摘をいただいたところでございます。このコロナ関係の地方創生臨時交付金、コロナ関係で痛手を受けられた部分にしっかりと支援を送り届けていくということで、事

業展開をこれまで図ってきたところでございます。

今回3月補正で第10号の補正予算号数にもなるように、その状況に合わせて度重ねてですね、補正もお願いをさせてきていただいたところでございます。ご指摘いただきますように、大きい事業費を補正をさせていただいて、その後、減額補正が続いておるというところでございますが、速やかに最大に支援をしていきたいということで、ご指摘いただきますように、事業者、また商工会様との連携確認の中で最大に迅速にすぐにも展開できるように最大値を計上させていただいておったところでございますけれども、この間の状況によりましての精算を段階的に行い補正予算をさせていただいた、それが減額につながっておるところでございます。

現在の状況としましてですね、既存事業なり、またその他の事業へしっかりとこの地方創生臨時交付金を充当していけるようにですね、3月補正もさせていただいたところでございます。しかしながらご指摘いただきますところで過剰に数値を計上していくことはあってはならないと思っております。引き続きその現状をしっかりと把握をさせていただきながら、適切な数値を計上させていただきますと共に、事業推移に応じて補正予算を講じさせていただいて、実際の体制にかい離が生じないように予算編成も行ってまいりたいと存じております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 少し安心をいたしました。全く町内のことが読めてないんでなくて、ちゃんと副町長の答弁にあるように最大の支援を先に出しておいて、使えと、コロナ対策の臨時交付金。その中でもし必要がなかったらその分は速やかに減額すると。そういう趣旨の内容であればそれはたいへんすばらしい対応だと思いますけれども、ちゃんと町内の事情が読めているということなんで、そこはわかりました。

引き続き93ページの、これは中学校費のところにあります、遠距離通学の補助金が100万円ほど減額になっております。これについてお伺いしたいと思います。

引き続き隣の95ページで世羅郡中学校長距離選手育成補助金が当初予算40

万円ほどが組まれておったと思いますけれども、半分になっている。この2点についてお伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） これは世羅中学校のほうの臨時日程等に合わせ、スクールタクシー等走らせる予定で予算計上しておった分なんです、これが実際使われることがなかった。たとえば土・日の行事とかですね、そういった運行に備えておったものです。

また95ページの遠距離選手育成補助金につきましては、実際には合宿等を夏に行っていたりした場合に、そういった補助も出していたんですが、それが行われていないというようなことが大きな要因となって減額をさせていただいております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○5番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 69ページになります。環境衛生費の中の浄化槽設置整備事業補助金、並びに浄化槽維持管理費補助金というのが大きく減額となっておりますが、これは見込みと差が大きく出たということでしょうか。内容をお願いいたします。

それともうひとつはその下の清掃費の中でし尿処理施設運転管理業務、脱水汚泥運搬・処理業務というのが、これも大きく減額になっておりますが、これはある程度試算できるような部分だろうと思うんですが、なぜ大きく減額になったのか、2点についてお伺いいたします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 69ページ環境衛生費の中の浄化槽設置整備事業補助金の減額でございますが、当初見込みが約60基程度見込んでおりましたが、本年度まだ途中ではありますが40基程度になるものということで減額したものでございます。

その下の浄化槽維持管理費補助金でございますが、こちらも当初見込みがこ

れ約でございますが、2,400程度見込んでおりましたが、実際の申請、それから補助できない方もおられるような中で、まだ途中ではございますが、これも概ね2,200から2,300の間ということで減少してまいるということでその分、減額したものでございます。

それからその下、清掃費でございますが、し尿処理施設運転管理業務、こちらにつきましては美化センターの運転管理を行っていただいておりますが、こちら入札の時点で、入札で下がったものでございます。執行残でございます。

その下の脱水汚泥運搬・処理業務、こちらにおきましても入札で行いますので執行残でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 2つほどお尋ねします。まず31ページですね、財産貸付収入のCATV伝送設備、これ401万2000円ということで挙がっておりますけれども、当初の見込みと理由をお答えください。

そして先程同僚議員の質問にもあったんですけれども、33ページ、返還金の中、先程課長の説明によりますと、自治センターの不適切などという表現だったかと思っておりますけれども、そのことについてもう少し詳しくお答えをいただきたいと思っております。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それではお答え申し上げます。まず31ページのCATV401万2000円の増でございますけれども、当初が2569万7000円。これは前年度の実績をもとに当初予算を計上いたしておりました。このたび、三原テレビ放送株式会社の決算に伴って、基本賃借料及び追加賃借料というものが明確になってまいりました。その金額が2970万9000円ということでその差額401万2000円をこのたび増額補正をするというものでございます。

基本賃借料部分につきましては、2531万8000円ということでございまして、こちらのほうはですね、電気料のほうは若干下がったという状況でございます。基本賃借料につきましては439万円ということでございまして、こちら

は前年度より若干増加をしたという状況でございます。

それから続きまして 33 ページの返還金のところでございますけれども、これにつきましては先程もご答弁申し上げましたが、各自治センターのほうへ訪問いたしまして、関係書類、支出収入、そういった書類を丁寧に企画課のほうで調査を行ったところでございます。その中で大きなところで言うと、自動販売機の電気料相当額、これにつきましては各自治組織のほうで設置をされるということで、電気代については自治組織のほうの財源のほうでお支払いいただくということにしておるんですけれども、これが指定管理料で支払われていたということ。

それから草刈作業とかですね、飲み物、お茶等の支給については公金を充当してもいいということにしているんですけれども、その中でパンとか、そういったものも配られていたというようなことが見受けられましたので、その部分については公金以外での支出ということで整理をしております。そのほかには、指定管理料で指定管理範囲外のところの部分です、整備費用等に充てられていた。そういったところも当然指定管理範囲外ですから、指定管理料の支出はできない。公金の充当はできないと、そういった諸々の点をですね、調査確認をして、返還を求め返還していただいたということでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） （挙手）

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） C A T V のほうについては大体理解はできました。今の返還金のほうですね、今朝の監査の話しにもあったようにですね、いろいろ指定管理料、その他、町からお金が出ているということで、こうやってしっかりみていらっしゃいますけど、今朝のところというのはそんなに、あんまりそこまでは関与できないということで、

○ 議長（米重典子） 補正予算に対する質疑をお願いします。

○ 2 番（上羽場幸男） わかりました。以上です。

○ 議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○ 5 番（向谷伸二） 議長。

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） 51 ページから 55 ページにかけてなんですが、選挙関連

の費用についてなんです、今回すべての選挙に対して下がっていると。全体的に。その全体的な下がっている要因と、プラスその中で印刷製本費と掲示板設置撤去業務という業務がありますけれども、掲示板等であれば大体いつも同じであろうかというふうに思ったんですが、中には結構な金額で下がっている部分もありましたり、製本費も知事選なんかだったら42万円あたり下がっている。そのあたりがそこまで変動するのかどうかという部分がわかりませんので、お尋ねいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回の補正予算では衆議院、参議院、そして県知事選挙というふうに3つの選挙のほう補正をさせていただいております。いずれも減額が中心となっております。この減額の要因でございますけれども、まず衆議院並びに県知事につきましては昨年10月28日告示、そして11月14日に県知事投票、またそれに先立ってですね、衆議院のほう19日告示、そして10月31日投票というふうに重複して選挙が行われた状況がございます。こうしたことから兼ね合いがございまして、減額の影響が大きく出たというところでございます。

また参議院選挙につきましては昨年の4月8日告示、そして4月25日の投票ということでですね、年度またぎというような要因もございまして、減額の要因があったというふうに整理しております。

議員ご指摘いただきました掲示板等でございますけれども、これもその都度入札を行いまして発注をしておりますので、執行残といったような要因もございません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先程、75ページですか、コロナ関連の世羅営農継続支援金支給事業ですが、全協の説明の中では、件数が113件ですか。非常に少ない数になっとるんですが、全農地を対象にするということはむしろかしいとしても、一定規模以上の農家について対応すべきではないかというように思うわけ

ですが、稲作等について、全体の戸数とその対象になる戸数との比較がされているか。やはりこれも先程来質問で答弁もされましたが、地方創生臨時交付金によっていろんな予算が計上されておるんですが、利用が少なかった場合にはほかの対策をとということかなというように受け止めたんですが、この交付金等もちょうど何回、年度中にあったんかわかりませんが、現時点で最終補正で交付金の額と支出見込はどのようになっておるのか。この点をお尋ねをします。

○議長（米重典子） 矢山議員今のは、地方創生臨時交付金のすべてということですか。75 ページの農業関係ですか。

○4番（矢山 武） 全体ですね。大まかでいいです。

それから85 ページ、これも減額等の理由というか、国県道改良工事負担金が500万円余り減になっておるわけですが、当初見込んでおった事業ができておるのか、どうか。それからふるさとの道づくり事業補助金、これ10万円の減ですが、これらどのように実施をされて、どのような事情で減になったのか。

それから町道改良舗装工事882万6000円、町道の舗装が非常に天候の関係もあるんかもわかりませんが、かなりあちこち低くなったり、舗装にひびが入って、このままにしておけば、かなりちょうどのようになるかわかりませんが、舗装がうげたりというような感じになる所が、埋めあげた所が多いんですが、あるわけなんです。これらも800万でできるのはわずかかもしれませんが、かなり点検をいただいてですね、いくらでもかかっても直せということじゃないですが、計画的に維持管理をする必要があるという点ではですね、こうした維持あるいは新設改良、これらも舗装が傷んでいるのは新設改良にならないんかもわかりませんが、考え方をお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは75 ページの世羅営農継続支援金支給事業、これにかかるもので全体戸数との比較はしてあるのかという質疑でしたが、まず支給対象者につきましては、町内の農業者の中でも担い手に特定をしております。担い手につきましては集落法人あるいは農業参入企業、認定農業者、新規就農者、6次産業従事者等々を想定をしたものでございま

す。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは地方創生臨時交付金の今年度の全体額はいくらなのかというご質問にお答えをいたします。

ページとしては23ページに3300万円余りの増額補正をさせていただいているところでございます。今年度まだ事業のほうは執行途中でございますので、予算ベースで申しますと、交付金の額がですね、全体で2億3924万円、2億3924万円となるようになっております。この交付金を各事業に充当して、執行している途中でございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは85ページについてお答えいたします。ひとつ目、国県道改良工事負担金でございますが、こちらにつきましては県道宇賀安田線道路改良事業につきまして工事の一部繰越が起きるということですね、繰越した部分については、次年度に請求がある見込みとなっております。

それからふるさとの道づくり事業補助金につきましては本年度申請を予定していた団体が今年度事情により取り止めということで1団体取下げがあったところでございます。

それから町道改良舗装工事の減でございますが、こちらにつきましては入札の執行残によるものでございます。

維持修繕の考え方ですけれども、維持修繕につきましては、傷み具合等から優先順位を決めて適切に管理していきたいものと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 89ページの消防関係で退職報奨金267万円の減というように一定額に減が大きいんですが、当初予定をしておいた退職団員が変わったのか、その点についてお尋ねします。

先程の答弁をいただいた臨時交付金の中で、年度内にやらなくちゃならんと

ということもないのかもわかりませんが、予算計上をされておるのはいくらなんですか。地方創生臨時交付金。その点を。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは 89 ページの消防団の退職報奨金についてご説明をいたします。

当初退職の見込みを立ててですね、予算化をさせていただいておりますけれども、近年の状況で言いますと、40 名前後の人数を見込んで計上を概算でさせていただいたものでございます。実際には 30 名の退団ということで今回人数確定いたしましたので、歳入と合わせて同額を補正で減額をさせていただいているものでございます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 地方創生臨時交付金の件についてお答えいたします。先程申しあげましたとおり、この 3 月補正に計上しました 3 億 3359 万 5000 円、これを含めまして、全体の 3 年度の交付金の予算額が 2 億 3924 万円。この内、現年度の予算として使うものが 2 億 964 万 5000 円、3 年度から 4 年度に繰越して使用する交付金が 2959 万 5000 円でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○8 番（松尾陽子） 63 ページ保育所運営費の中に会計年度任用職員の報酬が減額になっております。今、保育所の先生というのはすごく人数が足りないとか、代替えの方を集めるのもたいへんというふうに聞いているんですけども、この減額になっておりますけれども、これでも保育所のほうは十分に機能していたのかということと、その下の地域子ども・子育て支援事業補助金が減額になっております。この内訳というか、この理由を教えていただければと思います。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは保育所運営費のまず会計年度任用職員の減額に伴いまして、職員がしっかり確保されて機能していたのかというふうなご質疑だったと思います。まず会計年度任用職員の報酬につきましては、年度当初いろいろ事業等想定しながら予算計上していたところでございますが、コロナの関係で事業を縮小、中止をしたという状況もございます。また更に保育所のほうで一時預かりというふうなことでやっておりましたが、これもコロナの関係で利用が少なかったというふうな、そういった状況がありまして、年度末を迎えるにあたって今回、減額をさせていただいたというふうなものでございます。

続きまして地域子ども・子育て支援事業補助金でございますが、これも子育て支援事業の中の認定こども園等へ支出する事業の補助金でございますが、これも子育て広場というのを認定こども園のほうで定期的を実施していただいておりますが、この事業が実施できなかったということで、それにかかる人件費等を今回減額をさせていただいたというものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第2号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第10号）は 原案のとおり可決されました。

ここで換気のための休憩といたします。再開は2時05分といたします。

休 憩 13時55分

再 開 14時05分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 議案第3号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案3ページをお開きください。

議案第3号

令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ67,757千円を増額し、歳入歳出それぞれ1,855,737千円とするものでございます。

歳入は、県支出金68,420千円、国庫支出金38千円を増額し、国民健康保険税64千円、繰入金637千円を減額するものでございます。

歳出は、保険給付費70,414千円、諸支出金749千円を増額し、総務費77千円、保健事業費3,329千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 12ページの保険給付費の中で、6800万円余りですか、増額をされるということで、財源はほとんどが県の支出金ということになって

おるわけですが、医療の動向と併せて県全体の大まかな状況と病気ですから、前もってどうこうと言うことは言えんのですが、どういう要因が増になる要因であるか、これらについてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず療養給付費の医療費の動向ということでございます。令和元年度に比べ令和2年度はコロナの影響がございまして、減少傾向となっております。令和3年度は受診控えが改善傾向になっていることと、また併せてコロナ関連で診療報酬が上がったことなどが原因で影響しておりまして増加傾向にございます。

広島県全体でみましても、コロナの診療、そういった関連で診療報酬のほうが上がってきておりまして、県全体でも医療費のほうは上昇してきているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第3号 令和3年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計補正予算（第3号） は 原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 令和3年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第3号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案4ページをお開きください。

議案第4号

令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第3号）

令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ28,390千円を減額し、歳入歳出それぞれ538,792千円とするものでございます。

歳入は、繰入金28,390千円を減額し、歳出は、総務費489千円、後期高齢者医療広域連合納付金27,901千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。10ページの医療費納付金の減についてお尋ねします。先程の国保についてもお尋ねしましたが、医療費の動向とこの加入者の人数とかいろんなことも影響するんかもしれませんが、減の理由についてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず医療費納付金の減の理由でございます。当初は令和元年度実績と令和2年度実績の見込みから伸び率を算出し、3年度分の医療費を見込んでおります。その12分の1を納付金として算定をしておりました。令和3年度の3月から9月の実績と、10月から2月の見込みで年間分を推計した結果、納付金が減少となったものでござい

す。

医療費の状況でございますが、世羅町のひとりあたり医療費費用額のほうになります。これは令和2年度が約86万円、令和元年度と比較し、コロナの影響もあってか減少をしておりましたが、令和3年度現状では約87万円微増をしている状況でございます。県全体で見ましても、約102万円が105万円と令和元年度並みに医療費のほうに戻っている状況でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第4号 令和3年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計補正予算（第3号） は 原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 令和3年度 世羅町介護保険事業 特別会計補正予算（第3号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案5ページをお開きください。

議案第5号

令和3年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 55,367 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,668,623 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 17,653 千円、諸収入 96 千円を増額し、保険料 15,888 千円、支払基金交付金 37,054 千円、県支出金 8,275 千円、繰入金 11,899 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 4,374 千円、保険給付費 46,500 千円、地域支援事業費 4,493 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) 15ページの施設介護サービス給付費の3500万円減で11億4000万円ということになつておるわけですが、併せて動向というか、施設介護の人数等がどのようになっておるのか、3500万円の減の理由と、次に18ページの居宅介護住宅改修費ですが、予定より100万ほど減になっているわけですが、これだけではないんですが、財源更正が変わったことによって一般財源を少し減ってきておるようですが、制度的な改正があったのかわかりませんが、当初とどのように変わっておるのか。またこの利用が減少をしておるんじゃないかというように思うんですが、この実態と、それから最後に21ページになりますかね、保険給付費の中の高額医療合算介護サービスということで増えておるんですが、これらの医療と併せてサービスを提供するという意味かなと思うんですが、現状と利用者が増えていることによって増えたんかもわかりませんが、そこらの状況をお尋ねします。

○福祉課長(釣井勇壮) 議長。

○議長(米重典子) 福祉課長。

○福祉課長(釣井勇壮) それではただいまのご質問3点についてお答えをい

たします。

まず 15 ページから 16 ページにかけましての保険給付費の施設介護サービス給付費の減額の内訳でございますが、まず施設介護サービスにつきましては、これだけではないんですが、対象になられる方、ご利用者様の収入であったり、介護の認定区分、また状態に応じて人数割りで計れない部分がございます。なおこちら的人数でございますが、町内の施設利用者令和 3 年度の見込みから現在の数値のほうをお示しさせていただきます。人数だけで言いますと施設介護サービス給付費、当初令和 3 年度見込みは 4,347 人を見込んでおりましたが、増減の状況で言いますと、同じくらい人数のほうは増えていないのが現状です。なお令和 2 年度の実績から比べますと若干増えております。先程申しましたとおり、先程の数字の減につきましては、人数の減少の要因ではなくて、それぞれ対象になられる方の収入であったり、介護の認定の区分等の状況によつての減少ということになっております。当初見込んでおりました予算で見ますと、少し予算のほうは見込みを多目に組んでおりましたので、実績数値に合わせる形で減額とさせていただいております。

続きまして、17 ページ、18 ページの居宅介護住宅改修費の減でございます。減額については見込みの申請者に比べて実績見込みが少なかったということでございます。また住宅改修につきましてはさまざまに手すりであったり、トイレ等の改修にあたって、それぞれ個別に金額が異なってまいりますので、実績の数字の減少というよりは、内容によって減額のほうをさせていただいております。

最後になります。財源更正ですが、こちらについては、制度改正というよりは、国のほうの最終的な決定通知が来たことによりまして県費であったり、市町の負担等につきましてはの変更が生じたものでございます。

最後になります。21 ページになります。高額医療合算介護サービスの給付費の増でございます。こちらにつきましては、併せてですね、先程の給付費と同様にそれぞれお 1 人当たりの収入であったり、介護状態、また医療との合算でございますので、医療費等の区分によってですね、個々に金額が異なってまいります。今回増額になりましたのは、見込んでおりました予算に対しまして少し実績見込みのほうが多くなるということで不足分の 450 万円を増額している

ものでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 傾向としてサービスの量が少し減少して、全体の人口も減っておるんかもわかりませんが、それに伴って収入というか、5500万円の減額補正をされるわけですが、当初見込みとサービスの量は変わらなくても、負担が少なくなったりする、収入によって変わってくるとかいう、いろんな要素があるので、全体見る場合もむずかしい点もあろうかと思うんですが、傾向として介護サービスについてどういう認識を持っておられるかお尋ねします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 介護保険の見込みを合わせた今後の状況でございますが、要支援者と要介護の認定区分5まであるわけなんです、少し現在、令和2年度末の認定者数と直近の数字、11月末ではございますが、お示しした上でご説明させていただきます。

認定者数のうち要支援の1、2の方が合わせて令和2年度末で274名、令和3年11月末で297名で若干ではありますが増えております。

要介護につきましては、1から5ありまして合計で2年度末が1,155人、3年の11月末で1,131人というふうに少し減っております。要介護の人数につきましてはお亡くなりになられたり、転出をされたりということで減っておるわけなんです、逆に要支援者のほうが少し増えている傾向にあります。こちらについては課内での担当職員との分析ではありますが、コロナがこの2年間続いておりました、この影響により、各種事業、居場所づくりであったり、サロンのほう、自粛をお願いしたり、福祉課のほうで主催をしております介護予防教室などもやむを得ず中止をしておる状況でございます。要支援に至るまでの段階で予防のほうの事業を取り組んでこれまでおったということで要支援者のほうは少し減ってきておる状況ではありましたが、この増えている要因が直にコロナだけということではないんですが、今後ですね、対象者の方ですね、要介護のほうにならないように引き続き予防策を中心にしていかないとはいけないということは課内でも話しているところでございます。

また要介護の認定の区分におきましても4並びに5に至っておられる方が少し高止まりの傾向にあります。こうした方々がなかなか施設のほうに入所されたりされておるわけなんです、ここの部分をですね、できるだけ介護予防だけでなく、全体を見ながら数字のほうの方がわかりやすくなっておりますので、今後の動きを注視しながらですね、全体の介護保険の運営のほう、適正に運営ができるように先々も見ながら努めてまいりたいと考えております。

またこの間、これから3月末まで少し期間があるわけなんです、来週あたりからまた事業のほうも再開をできる見込みでありますので、引き続きできるだけ感染対策等に努めながら、こういった状況ではあります、事業のほうはできうる限り進めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 歳入についてお尋ねします。8ページ第1号被保険者の保険料の中で現年度分の特別徴収保険料、それから普通徴収保険料、これが減額になっていますが、この要因はどのようなものであるか。

それから節の3と4の普通徴収保険料、過年度分ですね。それと滞納繰越分の普通徴収、これが普通徴収が109万円減額になっておりますが、これは滞納繰越が減額になるというのは要するに収入があったというふうに考えるわけですが、喜ばしい方向だと思います。

それから40万4000円が過年度分の保険料として入る見通しだということでありましょうが、これらの説明についてお願いします。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 失礼します。私からは8ページの第1号被保険者保険料の減額、また増額についてご説明をいたします。

まず特別徴収と普通徴収でございますが、年度途中で普通徴収から特別徴収に切り替わるケースもございまして、合わせての答弁とさせていただきます。当初賦課時点で被保険者6,565名、令和4年1月末で6,520名となっております。これはですね、減額の主な理由は転出、死亡によるものでございます。

続きまして3番の過年度分の増額でございますが、公的年金の所得の変更に
より、所得が増えたことに伴い段階が変わったために過年度賦課となったもの
でございます。

続きまして4番目の滞納繰越分の減でございます。先程久保議員おっしゃっ
ていただきましたように、令和2年度末の現年分の収納率99.78%ということ
でございます。滞納繰越額自体が減ったことによる減額でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第5号 令和3年度 世羅町介護保険事業 特別会計補正
予算（第3号） は 原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 令和3年度 世羅町介護サービス事業 特別会計補
正予算（第2号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案6ページをお開きください。

議案第6号

令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のと

おり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ118千円を増額し、歳入歳出それぞれ9,147千円とするものでございます。

歳入は、サービス収入118千円を増額し、歳出は、事業費118千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第6号 令和3年度 世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) は 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和3年度 世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案7ページお聞きください。

議案第 7 号

令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 1,183 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 55,222 千円とするものでございます。

歳入は、繰入金 1,183 千円を減額し、歳出は、総務費 1,183 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 7 号 令和 3 年度 世羅町農業集落排水事業 特別会計補正予算（第 3 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 8 号 令和 3 年度 世羅町上水道事業会計 補正予算（第 3 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 議案 8 ページをお開きください。

議案第 8 号

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 4,914 千円を減額し、収入 370,841 千円とし、収益的支出 20,315 千円を減額し、支出 428,176 千円とするものでございます。

収入は営業収益 22 千円を増額し、営業外収益 4,936 千円を減額し、支出は営業費用 19,497 千円、営業外費用 818 千円を減額するものでございます。

資本的収入は、25,513 千円を減額し、収入 226,817 千円とするものでございます。

収入は、納付金 1,518 千円を増額し、負担金 4,731 千円、企業債 22,300 千円を減額するものでございます。

資本的支出は 35,550 千円を減額し、支出 270,366 千円とするものでございます。

支出は、建設改良費 35,550 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○ 4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番（矢山 武） 4 番。9 ページの企業債についてお尋ねしたいと思うんですが、一般会計のところでは質問はされなかったかと思うんですが、できるだけ

工事を企業債がどういう理由で 2200 万円減額にされたんか知りませんが、全体的にこのほうがいいという判断をされたんかと思いますが、その経緯についてお尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 4 番 矢山議員のご質問にお答えをいたします。

9 ページ企業債 2230 万円の減額でございますが、こちらにつきましては、うろ覚えで申し訳ないんですが、9 月だったと思いますが、全協でも説明をさせていただきました賀茂地区の配水管布設替の測量設計業務、町道弁城線配水管測量設計業務、今東地区配水管布設替測量設計業務、この 3 本について今度の合併に伴う関係で補正をさせていただきました。これがそれぞれですね、賀茂地区の配水管が 2075 万 3000 円、町道弁城線の配水管 769 万 9000 円、今東地区の配水管布設替の測量設計業務が 602 万 8000 円、こういった形で補正をさせていただきましたが、課内及び財政課と話をする中で、この 3 件の 3448 万円を一括で入札にかけてはどうかということで、議員のほうからも先程ございましたが、やはり財源が、限られた財源でございますので、できるだけ安い形で執行しようということで協議をいたしまして、これが結果ですね、3 件で 1430 万円で落札をいただいたところでございます。したがってこの企業債の 2000 万余の財源として持っておりましたが、この測量設計の減額によりましてこの企業債を減額をさせていただいたものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 8 号 令和 3 年度 世羅町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 9 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 (升行真路) 議長。

○議長 (米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長 (升行真路) 議案 9 ページをお開きください。

議案第 9 号

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 19,650 千円を減額し、収入 184,382 千円とし、収益的支出 14,142 千円を減額し、支出 222,974 千円とするものでございます。

収入は営業外収益 19,650 千円を減額し、支出は営業外費用 6,076 千円を増額し、営業費用 20,218 千円を減額するものでございます。

資本的収入支出それぞれ、33,122 千円を減額し、収入支出それぞれ 187,172 千円とするものでございます。

収入は企業債 15,000 千円、負担金 18,122 千円を減額し、支出は建設改良費 33,122 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長 (米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。10ページの中でお尋ねしたいと思うんですが、先程の上水と同じように企業債を減額をされて、入札残もあるようですが、この中で栄町地区下水道管新設工事についてどのようにされたのか。それから当初計画で早期の完成をめざして、工事を進められておると思うんですが、計画どおりに今後も進んでいくというように認識をされているのか。これらについてお尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） それでは矢山議員ご質問の10ページの企業債の減額でございます。こちらにつきましては、10ページの少し下のほうにございます栄町地区の下水道管新設工事第3工区、これの減額に伴うものでございまして、栄町地区下水道管新設工事3工区は当初計画におきましては608mを計画をしておりましたが、平帽子地区の4工区を先行して実施をしたところでございます。これは一般会計の繰出金のところでも少し触れさせていただきましたが、国庫補助金及び起債対象となる区域を先行して実施をしたところでございます。栄町3工区につきましては町単独事業で実施する予定の区域を後年度、ですから一番最後の年になりますので、令和5年度あたりとなるかと思いますが、後年度に実施することとし、国費及び起債対象区域を優先して、今年度繰越を承認いただきました栄町地区3工区の工事でございますが608mを262mに変更して実施をさせていただきます。

また今後の進捗度合い等についても併せてご質疑をいただきましたが、今東地区、中央病院の周辺でございますが、これを令和5年度で計画をしておりましたが、1年前倒しをして、令和4年度に先行して実施する計画で今、進行しているところでございます。これら需要が高いということもございまして、大きな所を先に工事を進めていくということの変更で、来年度今東地区の工事を先行して実施をいたします。進捗については以上でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 9 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計 補正予算 (第 3 号) は 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 3 時 45 分といたします。

休 憩 1 5 時 3 0 分

再 開 1 5 時 4 5 分

○議長 (米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 12 議案第 10 号 町道路線の認定について を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 (福本宏道) 議案 10 ページをお開きください。

議案第 10 号

町道路線の認定について

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり認定する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

既存の道路を新たに町道路線に認定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。

町道路線の認定

路線名 広瀬大田支線

等級	認定の区間	延長 (m)	幅員 (m)
その他	世羅町大字東神崎字大田 260 番 8 地先 ～ 世羅町大字東神崎字大田 270 番 14 地先	133.0	4.0 ～ 8.1

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この町道の認定路線はですね、現地へ案内いただきまして確認したところ、平成2年にこの団地が供用開始されて、この路線が今日まで非常に傷んで、途中穴ぼこも生じておりますし、舗装にも亀裂が生じていると。こういった財産を町が受け取ってですね、貴重な維持修繕費がかかるというのはいかななものかと、若干思うわけでございますが、その辺の扱いはどうされますか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） こちらの団地内道路につきましては団地の造成、議員おっしゃいましたように、平成2年に造成され、そのときに道路も同じく建設されたものと聞いております。この間ですね、30年間あまりにつきましてはこの団地内の方々が修繕をされ、その修繕につきましては穴ぼこの簡易的な修繕に留まっているものでございます。

今回、町道認定申請が提出され、町道の認定基準を満たしていることから、また団地内の14戸の方が利用されていることから、町道に認定し、町のほうで管理をしていきたい。また管理にあたりまして、修繕にあたりましてはですね、ほかの路線のですね、路面の傷み具合等々と比較しながらですね、必要に応じて修繕していきたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 10 号 町道路線の認定については 原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 11 号 町道路線の廃止について を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案 12 ページをお開きください。

議案第 11 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、町道の路線を別紙のとおり廃止する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

道路事業に伴い不要となった町道路線を廃止することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。

町道路線の廃止

路線名 山崎線 (路線番号 : N3223)

等級	認定の区間	延長 (m)	幅員 (m)
その他	世羅町大字下津田字山崎 349 番 1 地先 ～ 世羅町大字下津田字山崎 349 番 7 地先	52.0	6.5 ～ 7.5

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 廃止にするわけでございますけれども、廃道敷の管理は町有地でございます。この管理をどのようにされるか、お伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） こちらの土地につきましてはもともと旧三次、主要地方道三次大和線の旧道でございます。これを払い下げを受けて町道にしたわけでございますけれども、既に行き止まりとなっており、道路改良事業により行き止まりとなっておる路線でございますが、底地については町の財産でございますので、財産については引き続き町の方で管理していくということになるかと思っております。

また今後ですね、この財産につきましては道路としては廃止しますので普通財産にするであるとか、その他売却するであるとか、そういったこともですね、関係課と協議をしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 11 号 町道路線の廃止については 原案のとおり可決されました。

日程第 14 令和 4 年度 施政方針と予算の概要について を議題といたします。

令和 4 年度 施政方針と予算の概要について 説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 配付してございます令和 4 年度施政方針をお手元をお願いいたします。1 ページをお開きください。

令和 4 年世羅町議会第 1 回定例会におきまして、令和 4 年度当初予算案をご審議いただくにあたり、私の町政運営に向けての所信の一端と当初予算案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様からの格別のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が世界中に広まり、2 年が経ちました。厳しいコロナ禍においても、町民、そして事業者の皆様には、感染症拡大防止にご協力いただいていることに心から感謝申し上げます。また、医療従事者をはじめ、我々の生活を支えていただいている仕事に従事されている皆様にも、改めて深く敬意を表します。

現在は、非常に感染力が強い新型コロナウイルス変異株のオミクロン株が広まり、連日、全国で数多くの感染者が出ておりますが、本町においても、引き続き町民の皆様が安心して生活できるよう、感染症拡大防止に尽力してまいります。

さて、国は、新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越え、ポストコロナの未来を切り拓くことで、国民に安心と希望を届けることを目的とした「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を昨年11月に策定しました。この経済対策では、「成長と分配の好循環」を実現するため、感染症拡大防止、社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、国民の安全・安心の確保の4つを柱としています。これらを踏まえた令和3年度補正予算については、いわゆる16か月予算の考え方により、令和4年度当初予算と一体的に編成し、切れ目なく万全の財政政策を実行していくこととしています。

本町での新型コロナウイルス感染症対策としては、これまでの2年間、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした感染症拡大防止の取り組みや、様々な生活・経済支援等を切れ目なく講じ、令和4年度においても、引き続き最優先で取り組んでまいります。

令和3年度にスタートした「世羅町第2次長期総合計画後期基本計画」は、2年目を迎えます。感染症拡大防止に慎重かつ万全を期すことはもちろんですが、持続可能な行財政運営のもと、計画している諸施策やコロナ禍で顕在化した課題、ポストコロナを見据えた施策等に、創意工夫を持って取り組んでまいります。

本町の将来像である「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」を見据え、先人から受け継いだこの素晴らしい世羅町に「今」の世代である私たちが魅力ある色付けをし、次世代へ確実に引き継いでいかなければなりません。多様化・複雑化する行政需要に限られた経営資源を効率的に活用し、町民サービスの向上と本町の更なる発展に努めてまいります。

以下、令和4年度において取り組む施策について、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿い、その具体内容をご説明申し上げます。

第1に「健幸づくり」について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、ワクチン接種の円滑な実施に努めるとともに、町民が安心して生活できるよう、引き続き取り組んでまいります。

保健・医療の充実に係る施策のうち、健康増進対策につきましては、世羅町健康増進計画「健康せら 21」（第 2 次）に基づき、住民主体の健康づくりの推進をめざすとともに、広島大学、世羅中央病院企業団等の関係機関と連携・協力のもと、健康意識の高揚を図ってまいります。

健診につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により低下した各種検診受診率を向上させるため、きめ細やかな周知と受診勧奨に努めてまいります。また、「世羅町国民健康保険第 2 期データヘルス計画」を推進し、健康増進と健康寿命の延伸を図りつつ、医療費の伸びの抑制に努めてまいります。

食育推進事業につきましては、「第 3 次世羅町食育推進計画」を推進するとともに、食育推進ネットワークを構成する団体と連携し、望ましい食習慣の定着と、健康な生活が続けられるよう支援を行ってまいります。

医療対策につきましては、世羅郡医師会との連携のもと、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制の充実を図るため、医師確保に努めるとともに、安定した経営基盤を築けるよう、引き続き支援してまいります。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、地域包括支援センターを中心に医療・介護・福祉の地域関係団体等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。高齢者等が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、介護サービスや生活支援サービスの提供体制の整備、そして、地域住民同士が支えあい、地域ぐるみで行う健康づくりや介護予防につながる活動の支援等に努めてまいります。また、給付の適正化を図り、安心して介護サービスが受けられるよう「世羅町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」により介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

子どもや子育て支援に関する取り組みにつきましては、「世羅町第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の中間年度であり、中間見直しを行うとともに、計画に基づいた、ポストコロナを見据えた様々な支援施策を効果的に展開してまいります。

保育所運営につきましては、引き続き保育の質的向上に努めるとともに、私立幼保連携型認定こども園との連携と協力により、幼児教育・保育の量の確保を図り、保護者のニーズに即した就学前教育・保育の充実に努めてまいりま

す。また、少子化が進行している中、集団保育の維持と保育施設の効率的な運営を図る視点から、将来の保育所の在り方について検討を進めてまいります。在宅子育て支援及び母子保健事業につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援体制を継続するとともに、子育て情報の配信、子育て支援サービスの実施、児童の発達や特性に応じたきめ細やかな支援等に努めてまいります。また、健診・訪問や予防接種等による母子の健康の保持増進、感染症予防に取り組んでまいります。

児童虐待防止や子どもの貧困対策など、子どもの人権を守る取り組みにつきましては、子ども家庭総合支援拠点において実情把握や相談対応を行い関係機関との情報共有・連携により、児童虐待の未然防止や周知啓発、貧困家庭への自立支援を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業につきましては、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいります。

そのほか、18歳までの児童医療費の助成をはじめ、子育て世帯の経済的負担を軽減するための施策を引き続き実施し、子育て世代や次代を担う若者にとって、魅力的な子育て環境となるよう取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、「世羅町第2次障害者基本計画」に基づき、緊急時に支援を行う地域生活拠点の周知に取り組み、住み慣れた地域において、日常生活や社会生活を送ることができるよう総合的に支援してまいります。

第2に「ものづくり」について申し述べます。

産業の振興に係る施策につきましては、本町の基幹産業であります農業の振興において、国による農業施策の展開を鑑みながら、県等の関係機関との連携を図り、人・農地プランの取り組みにより農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性を向上させるため、安定的な力強い経営体の育成を推進してまいります。また、農地中間管理事業を有効活用し、集落法人や認定農業者の確保・育成・連携を図るとともに、経営所得安定対策による飼料用米、WCS用稲等戦略作物を振興する一方、アスパラガス・キャベツ・白ねぎ・ぶどう等園芸作物の導入や6次産業化戦略に基づく取り組み支援、世羅ブランド事業の

推進による新たな販路開拓など、より付加価値の高い農業の振興を図ってまいります。さらに、高齢化や担い手不足に対応するため、スマート農業機械等の導入支援や、町内の若者はもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を確保し、持続可能なまちづくりをめざすことを目的とした諸事業を推進してまいります。

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払制度を引き続き有効活用し、農地の保全による多面的機能の維持と農業生産活動・集落活動が継続して行われるよう支援するとともに、環境を重視した農業生産への取り組みを推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、県営事業によるほ場の基盤整備並びに県や町の補助事業による農業用施設の改修等を実施し、農業生産環境の整備を図ってまいります。

鳥獣被害対策につきましては、集落での効果的な鳥獣被害防止対策の研修の場や、侵入防止柵の設置・環境整備等による被害防止の取り組みを支援するとともに、鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興対策につきましては、家畜診療をはじめとした畜産衛生を担う東部家畜診療所運営会議や、畜産収益力強化体制への支援とともに、飼料用米、WCS用稲の生産供給と良質な堆肥の交換などの耕畜連携を促進してまいります。

林業の振興につきましては、県の森林税や補助事業を活用した森林整備事業として「ひろしまの森づくり事業」及び「松くい虫防除事業」を実施し、豊かな森林資源の活用と森林を守り育てる取り組みを行ってまいります。また、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業を活用し、森林資源の適切な経営や管理に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き企業の立地や設備投資に係る支援を行っていくとともに、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し支援を行ってまいります。また、運転資金や設備資金融資金としての中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業等の

各種経営支援事業、創業支援につきましても、世羅町商工会・関係機関と連携し実施してまいります。さらに、サテライトオフィス誘致につきましても、取り組みを進めてまいります。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りつつ、観光客の新たな動向を踏まえた商品・サービスづくり、ターゲットとする地域や顧客層の重点化やそれに伴う観光ルートの造成などの各種観光事業を一般社団法人世羅町観光協会や観光事業者等との連携により効果的かつ一体的に推進してまいります。また、今高野山開基 1200 年となる本年は、様々なイベントや行事を実施する主体に対し、しっかりと支援してまいります。年度内開業予定の外資系ホテルとの連携の中で、新しい観光コンテンツの開発などを関係機関と連携して取り組みを進めてまいります。拠点施設である道の駅世羅をはじめ、町有観光施設の魅力や機能の充実を図るとともに、インターネットを含めたあらゆる媒体を活用し、一層の情報発信に努めてまいります。

第 3 に「人づくり」について申し述べます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに、「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格と潤いのある教育を推進するため、総合教育会議の開催等を通じ、教育行政の充実や教育の条件整備などにつきまして、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し、執行してまいります。

学校教育におきましては、次の 5 点を重点として施策を推進してまいります。

第 1 点目は、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を育ててまいります。生きる力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICT を効果的に活用した授業改善を進めてまいります。特別支援教育につきましては、個の実態に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。幼保小連携、小中高連携につきましては、保育・幼児教育と学校教育の内容連携、小中の連携、また町内唯一の県立学校であります世羅高等学校とも連携を図り、教育内容の一貫性や充実を図ってまいります。地域と学校の連携・協働につきましては、地域と学校が一体となって子供たちの育成を図るコミュニティ・スクール（学校

運営協議会制度)を全校区で導入いたします。教育環境の整備につきましては、情報教育の充実のための「1人1台端末」の効果的な活用を図るとともに、環境整備の充実に努めてまいります。

第2点目は、夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育ててまいります。道徳教育の充実に向け、要となる道徳科の授業改善を進めるとともに、生徒指導の一層の充実を図ってまいります。また、豊かな心を育てるため、読書活動や体験活動を推進してまいります。特色ある学校文化の継承につきましては、「輝くせらの学校文化発表会」を実施してまいります。

第3点目は、健康づくりや体力づくりを進め、たくましく健やかな体を育てます。近年の大規模な自然災害の発生に鑑み、防災教育、安全教育を進めてまいります。体力・運動能力向上の取り組みを推進するとともに保護者と連携して望ましい基本的生活習慣の育成、食育指導を行ってまいります。また、学校給食センター整備のため基本計画を策定し、整備方針を具体化してまいります。

第4点目は、郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育ててまいります。創意工夫のある、ふるさと学習を充実するとともに、本物体験学習や職場体験学習等様々な体験学習を通して、郷土愛を育むとともにキャリア教育の充実に努めてまいります。また、国際理解教育の推進につきましては、小中学生の英語力向上支援を行うとともに、中学生の海外研修やオンラインでの交流を実施してまいります。

第5点目は、教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備いたします。教職員が子供と向き合う時間を確保するための取り組みや職場環境の充実を図ってまいります。

社会教育におきましては、次の4点を重点として施策を推進してまいります。

第1点目は、豊かな知性を育む社会教育を推進してまいります。町民の主体的な活動につながるよう世羅まなびと大学等の学習事業を進めてまいります。また、様々な機会を通じた読書活動の推進や図書館サービスの充実に取り組む等、「くらしの中に本がある」環境づくりに努めてまいります。

第2点目は、感動や生きる喜びを喚起する質の高い文化・芸術の振興を図っ

てまいります。文化・芸術に親しむ機会を提供するとともに、文化活動の推進に努めてまいります。また、豊かな自然と歴史的遺産に恵まれた環境を活かし、指定文化財等の保護と活用に取り組んでまいります。今年度は、今高野山開基 1200 年にあたり、大田庄歴史館で特別企画展を開催するなど歴史と文化の発信に努めてまいります。

第 3 点目は、スポーツと体力づくりを推進してまいります。関係団体と連携し、「町民一人 1 運動・1 スポーツ参加」の促進に向けた取り組みを進めるとともに、「駅伝のまち」として駅伝大会等を支援してまいります。

第 4 点目は、家庭・社会の教育力の向上に努めてまいります。PTA・保育所等保護者会の研修会への支援を行うとともに、社会全体で子どもを育てる意識の高揚を図るため、家庭教育支援チームの育成や放課後子供教室の拡充に引き続き取り組んでまいります。

地域生涯学習の推進につきましては、自治センターを拠点に各地区住民や団体等の主体的な学習活動を支援し、地域づくりの人材育成に取り組んでまいります。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりに向けて、「世羅町人権教育・人権啓発推進計画」に基づき、各関係機関・団体と連携を図りながら、広報紙などによる啓発事業、人権相談所の開設、人権講演会や地域人権講座などの研修会の開催、人権教育を推進する団体への支援など、人権が尊重されるまちづくりを進めてまいります。また、町民一人ひとりが尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、第 3 次世羅町男女共同参画行動計画「はんぶんこプラン」に基づいた取り組みを推進してまいります。

第 4 に「安全安心づくり」について申し述べます。

地域を支える基盤の整備に係る施策につきましては、町内全域において、高速大容量通信の基盤となる光ファイバ整備を完了いたします。この基盤を活用し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や地域活性化の実現を図るとともに、整備完了後に不要となる同軸ケーブル及びその関連設備の撤去を行ってまいります。また、「LINE」を通じた情報発信や、高齢者等を対象としたス

スマートフォン教室の開催など、デジタル化を推進してまいります。さらに、令和3年度において実施いたしました加入者アンケート結果の分析を行い、放送業務の受託者である三原テレビ放送株式会社との連携により、データ放送の一層の充実や自主放送番組の質の向上を図ってまいります。

本町の道路網は国道、県道及び町道が基幹道路として、また町民の日常生活に欠かせない生活道として機能しており、これらの道路整備について継続的な整備を行ってまいります。

広島中央フライトロードの整備推進につきましては、広島県及び島根県16市町で構成する整備推進協議会により、国及び県などの関係機関に強く働きかけてまいります。また、国県道の改良につきましては、早期整備、完成に向けて関係市町との連携を維持し、国及び県などの関係機関に一層の整備促進を働きかけてまいります。町道改良につきましては、引き続き事業を実施してまいります。

町道の維持管理につきましては、橋梁やトンネルの長寿命化を図るなど、道路利用者の安全性の確保に努めてまいります。また、引き続き、地域ぐるみで草刈り作業を実施していただいている自治組織や団体等へ支援を行ってまいります。

地籍調査事業の一筆地調査につきましては、早期完了に向けて事業の推進を図ってまいります。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、町内9地域を上水道給水区域としており、水道施設の適正な維持管理と配水管等の整備を行い、水道事業推進に努めてまいります。また、令和5年4月事業開始される、広島県水道広域連合企業団への参画に向け、将来にわたり安全・安心・良質な水を適切な料金で安定供給するため、準備調整を行ってまいります。

下水道事業につきましては、計画区域内の管路埋設工事を実施し面的整備を推進するとともに、供用を開始した地区におきましては、公共下水道への加入促進に努めてまいります。

安心、安定した飲用水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を継続して行ってまいります。

公共用水域の水質保全を図るため、設置に伴う支援と維持管理費用の負担軽

減を行うことにより、合併処理浄化槽の普及を促進してまいります。

火葬場につきましては、適正な管理運営を行い、中長期的な視点に立った施設の維持管理に努めてまいります。

本町の魅力を活かし若い世代を中心とした移住定住を促進するため、各種支援や相談窓口の充実を図るとともに、空き家バンクをはじめとした、ニーズに応じた情報提供等、移住前から移住後まで包括的かつ丁寧に対応してまいります。併せて、関係人口の創出・拡大の取り組みを推進してまいります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、各マニュアルや備蓄物資の拡充を図るとともに、防災知識の普及啓発、自主防災組織の設立及び活動を支援してまいります。また、世羅町消防団の装備及び施設の拡充を図るとともに、世羅消防署と世羅町消防団の一層の連携強化を図り、消防・水防・救急及び防災、減災体制の強化に努めてまいります。

交通安全に係る施策につきましては、交通安全施設の計画的な整備を図るとともに、交通事故防止に向けた交通弱者の安全確保や交通安全思想の普及について、世羅警察署や世羅郡交通安全協会などと連携した取り組みを強化してまいります。

消費者行政につきましては、悪質かつ巧妙な特殊詐欺や多様化する悪徳商法への対応として、関係機関や団体と連携し、被害に遭わないための情報発信と効果的な啓発活動に努めてまいります。また、町民の安全と安心を確保するための相談窓口の業務を継続して行ってまいります。

潤いのある環境の整備に係る施策につきましては、廃棄物の適正処理と循環型社会の形成を推進してまいります。町内より生じる一般廃棄物の処理については、コロナ禍においても、安定的かつ継続的に実施してまいります。

脱温暖化の施策につきましては、「第3次脱温暖化せらのまちづくりプラン」により、町民、事業者、行政が相互に連携し温室効果ガス排出量の削減に取り組み、引き続き再生可能エネルギー機器の導入を支援してまいります。併せて、「世羅町バイオマス産業都市構想」による地域のバイオマス資源の活用に取り組んでまいります。

公害防止対策につきましては、法令に基づいた指導、監督を実施し、関係機関と連携しながら、公害発生防止並びに改善を図り、環境の保全に努めてまい

ります。

町民の居住環境の質の向上を図るとともに、三世代家族の形成による家族の絆の再生等を目的とした住宅リフォームに対する補助を継続してまいります。公共交通につきましては、町民の移動利便性の向上や中高生の通学手段確保のため、せらまちタクシーに直行便を追加するとともに、中心市街地の移動利便性の確保のため、まちなか循環タクシーを本格運行するなど、引き続き「世羅町地域公共交通網形成計画」に基づき、着実な事業の推進を図ってまいります。

第5に「地域づくり」について申し述べます。

協働のまちづくりの推進につきましては、地域課題の解決や地域資源の活用など、地域おこし協力隊の活動支援と併せ、住民参画とまちづくり活動の推進に努めてまいります。また、住民自治組織における「地域づくりビジョン」の実現に向けた取り組みを支援してまいります。

地域活動の拠点施設である自治センターにつきましては、13地区の住民自治組織による指定管理を継続するとともに、改修等が必要な施設につきましては、地域や関係機関等と調整協議を進めてまいります。

以上、第2次長期総合計画に掲げました5つの基本目標に沿って、令和4年度の施策の概要について申し述べさせていただきました。

これまで申し述べました施策を計上いたしました令和4年度当初予算案は、一般会計が116億2,200万円、特別会計が5会計で49億3,070万円、企業会計が2会計で13億2,911万円でございます。

本年は壬寅の年であり、「厳しい冬を乗り越えて芽吹き始め、新しい成長の礎を築くこと」を意味します。令和4年度が、コロナ禍を乗り越えて、本町が持つポテンシャルや強みを活かし、着実に前へ前へと歩みを進められる年となるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、提出いたしました議案につきまして慎重審議をいただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月4日

予算概要については財政課長から説明させ、提案説明とさせていただきます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは別冊の令和4年度予算の概要の1ページをお開きください。

1 一般会計の概要

令和4年度当初予算案総額は、11,622,000千円でございます。

令和3年度当初予算と比較して565,000千円、5.1%の増加となりました。予算編成にあたりましては、事務的経費の削減や事業の年度間平準化、優先順位付け等により予算規模の抑制に努めておりますが、自立支援給付費等の扶助費の増加、償還元金の増加、旧情報通信設備撤去工事等による普通建設事業費の増加等が予算規模を押し上げる要因となりました。

(1) 歳入

町税は、1,918,425千円を計上いたしました。その内訳は、町民税627,849千円、固定資産税1,125,260千円、軽自動車税81,801千円、町たばこ税83,220千円、入湯税295千円でございます。

地方交付税は、4,600,000千円を計上いたしました。これは、令和3年度当初予算と比べ110,000千円、2.4%の増加を見込んでおります。

国庫支出金は1,096,652千円、県支出金は1,347,938千円を計上いたしました。

町債は、過疎対策事業428,400千円をはじめとして、9件総額1,088,800千円を計上いたしました。

地方譲与税等の広島県の指示数値によるものは、地方譲与税195,458千円、利子割交付金1,680千円、配当割交付金6,642千円、株式等譲渡所得割交付金8,984千円、法人事業税交付金27,246千円、地方消費税交付金340,648千円、

ゴルフ場利用税交付金 6,313 千円、環境性能割交付金 29,189 千円、地方特例交付金 9,121 千円、交通安全対策特別交付金 2,768 千円を計上いたしました。

その他の収入としては、分担金及び負担金 37,551 千円、使用料及び手数料 123,434 千円、財産収入 55,972 千円、寄附金 70,001 千円、繰入金 410,705 千円、繰越金 100,000 千円、諸収入 144,473 千円を計上いたしました。

(2) 歳出

1 款 議会費

91,246 千円を計上いたしました。議会運営に係る予算でございます。

2 款 総務費

1,861,896 千円を計上いたしました。主な事業内容は、本庁舎・支所等の維持管理、広報作成、交通対策事業、IT管理、自治振興事業、自治センターの維持管理、移住・定住促進事業、国政選挙等でございます。

3 款 民生費

2,440,525 千円を計上いたしました。主な事業内容は、外出支援事業、世羅町社会福祉協議会補助金、世羅町シルバー人材センター補助金、自立支援給付費・児童手当・生活保護費等の扶助、公立保育所の運営、私立認定こども園施設型給付、放課後児童クラブをはじめとした在宅子育て支援事業等でございます。

4 款 衛生費

1,893,025 千円を計上いたしました。主な事業内容は、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした感染症予防対策事業、各種健診業務、浄化槽設置及び維持管理に係る補助金、ごみ収集業務、子育て世代包括支援事業、公害対策事業、世羅中央病院企業団負担金、福祉医療等の扶助、火葬業務等でございます。

5 款 労働費

10,000 千円を計上いたしました。

6 款 農林水産業費

1,236,234 千円を計上いたしました。主な事業内容は、農業委員会運営、農林業振興対策事業補助金・中山間地域等直接支払交付金をはじめとした各種補助事業、有害鳥獣被害対策事業、県営土地改良事業及び基幹水利施設補修事業の負担金、ひろしまの森づくり事業、森林経営管理事業、小規模崩壊地復旧事業等でございます。

7 款 商工費

326,847 千円を計上いたしました。主な事業内容は、商工業の活力向上支援事業、サテライトオフィス誘致事業、観光施設の維持管理、観光振興事業、世羅町観光協会補助金等でございます。

8 款 土木費

1,038,323 千円を計上いたしました。主な事業内容は、国県道改良工事負担金、県道・町道・河川の維持管理、町道改良工事、町営住宅の維持管理、住宅リフォーム補助事業、老朽住宅除却補助事業等でございます。

9 款 消防費

534,182 千円を計上いたしました。主な事業内容は、消防団の運営、消防車両購入、防災行政無線の維持管理、三原市への消防事務委託、自主防災組織活動助成事業等でございます。

10 款 教育費

758,209 千円を計上いたしました。主な事業内容は、公立小中学校の維持管理、児童及び生徒の教育振興、特色ある学校づくり、生涯学習及び文化活動の推進、図書館の運営、スポーツと体力づくりの推進、学校給食センターの整備基本計画策定等でございます。

11 款 災害復旧費

8 千円を計上いたしました。

12 款 公債費

1,401,504 千円を計上いたしました。公債費は、これまでに借り入れた長期借入金に係る償還元金及び利子でございます。

13 款 諸支出金

1 千円を計上いたしました。

14 款 予備費

30,000 千円を計上いたしました。

2 特別会計の概要

各特別会計の令和4年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

(1) 国民健康保険事業特別会計

予算案総額は、1,673,188 千円でございます。主な事業内容は、保険給付、広島県への納付金、人間ドック等の疾病予防事業等でございます。

(2) 後期高齢者医療制度特別会計

予算案総額は、563,558 千円でございます。主な事業内容は、広島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

(3) 介護保険事業特別会計

予算案総額は、2,620,346 千円でございます。主な事業内容は、要介護認定、保険給付、介護予防事業等でございます。

(4) 介護サービス事業特別会計

予算案総額は、8,664 千円でございます。主な事業内容は、介護予防ケアプランの作成等でございます。

(5) 農業集落排水事業特別会計

予算案総額は、64,942 千円でございます。主な事業内容は、農業集落排水処理施設の維持管理等でございます。

3 公営企業会計

各公営企業会計の令和4年度当初予算案総額は、次のとおりでございます。

(1) 上水道事業会計

予算案総額は、842,950 千円でございます。主な事業内容は、上水道施設の維持管理及び配水管等の整備等でございます。

(2) 公共下水道事業会計

予算案総額は、486,161 千円でございます。主な事業内容は、下水道施設の維持管理及び管路埋設工事等でございます。

以上、令和4年度の予算につきまして、その概要を申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（米重典子） これをもって、令和4年度 施政方針と予算の概要について の説明を終わります。

日程第15 議案第12号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 議案14ページをお開きください。

議案第12号

世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険税条例（平成16年世羅町条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を軽減するため、世羅町国民健康保険税条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第12号 世羅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 世羅町農業集落排水処理施設使用料条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 議案17ページをお開きください。

議案第13号

世羅町農業集落排水処理施設使用料条例等の一部を改正する条例

世羅町農業集落排水処理施設使用料条例（平成16年世羅町条例第114号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、水道料金等について、令和4年度からスマートフォンアプリ等を利用した決済方法に対応するため、世羅町農業集落排水処理施設使用料条例等を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

世羅町におきましては、先行して2020年（令和2年）4月から税務課など4課において、スマートフォンアプリを活用した税及び使用料の納付が開始されております。

上下水道課におきましてもお客様に対しまして、使用料の支払方法の選択、また現在も続いております新型コロナウイルス感染防止対策にもつながると考えられる「非接触型支払い」の導入をしたいと考えておるところでございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） むずかしいことばであまり理解ができないということではないんですが、簡単に申し述べたら口座振替や納付書以外で、スマートフォンアプリによって支払いが可能になるという簡単なことでしょうか。たとえば例を申し述べていただければわかりやすいんですけども、非常に皆さん、首をひねっている。今、ほかの課でもこういった実証されているという、たとえばの例を出していただければ、非常にわかりやすいんですけども、お願いします。

○議長（米重典子） 質問の途中で申し訳ありません。ここで時間延長しておきます。

時間延長 16時52分

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 説明不足でたいへん失礼いたしました。1番高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回上下水道課が3事業の使用料についてスマートフォンアプリを活用した納付ができるということにつきましては、本来でございましたら、この使用料支払いについては、口座振替というものを推奨していく。これはどの課でも恐らく原則、同じだと考えております。ただどうしてもやむを得ない事情等により、納付書払いにより指定金融機関であったり、現在のコンビニ支払いであったり、上下水道課の窓口へ直接お支払に来られる方、こういった現金納付、納付書による支払をされている方がいらっしゃいます。この方々を対象に今回このスマートフォンアプリ、PayPay、PayB（ペイビー）、LINE Pay（ラインペイ）でございます。この3つを活用した支払が可能になるということでございます。ちなみにでございますが、対象となる方の件数でございますが、上水道、下水道、農業集落合わせまして948件の方を対象と考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちょっとアナログな質問で申し訳ないんですが、このLINE Pay（ラインペイ）で支払ができるという話でよろしいんですかね。

▼【上下水道課長：「はい」】

わかりました。私も先日携帯へですね、NTTの支払が未納になってますという支払通知が来ましてね、開けとったら、特殊詐欺にひっかかっただけですけど、これはという、すぐ削除したんですけど。要はこういった機会がより多くなるんじゃないかと思うんですよ。スマートフォンを持ちなさい、持ち

なさいという推奨の一方です、こういった特殊詐欺にひっかかるというのが増えるんじゃないかという心配をするんですけれども、その辺りの啓発ってというのは何か考えておられるんでしょうか。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） お答えいたします。啓発につきましては次の4月号の町広報で、このスマートフォンアプリを活用した内容について周知をする予定といたしておりますが、詐欺に関する関係につきましては世羅町から直接ご本人に送付をさせていただきました請求書、納付書ですね。そちらの下のバーコードを読み取って本人さんが直接このバーコードを端末で読み取ることによって支払が可能となりますので、たとえばご自分のスマートフォンに対して詐欺的なメールが来てどうのこうということではございませんので、あくまでも世羅町の上下水道課、公営企業の納付書によってそれを読み取ることによっての支払いとなりますので、その点は恐らくスマートフォンアプリを活用した非接触型の支払方法を活用されている方ならおわかりいただけるというふうには認識をしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第13号 世羅町農業集落排水処理施設使用料条例等の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 世羅町建設事業分担金の徴収について を議題と

いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 議案 19 ページをお開きください。

議案第 14 号

世羅町建設事業分担金の徴収について

世羅町建設事業分担金徴収条例（平成 16 年世羅町条例第 136 号）第 5 条の規定に基づき、令和 4 年度における建設事業について、分担金を徴収する事業及び徴収する分担金の額を別表のとおり定める。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

令和 4 年度施行の建設事業について、世羅町建設事業分担金徴収条例の定めるところにより、分担金を徴収する事業及び徴収すべき分担金の額を定めたいため、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 災害等に関わってこれまでも申し上げてきたところですが、100 万円以下くらいの金額なら 30%であったとしても 30 万ということになるわけですが、金額が大きくなると負担ができないということで災害その他の事業ができないという例があるんじゃないかというように思いますし、また農業が厳しい中でこうした負担等についても、負担限度があるかもしれませんが、一定にこうした対応を考える必要が私はあるというように思うわけですが、そういう点では額以内というのはどういう意味なのか。

それから林道施設災害復旧がどの程度実施をされておるか把握をしております

せんが、林道等が一般的な個人の山林の便利のためだけなら30%くらいもう個人の財産ということになればあり得るかもわかりませんが、それが一定に農道と同じように不特定多数の人が一定に利用するということになれば、改修がむずかしい例もあるんじゃないかというように思います。どのような実態になっておるのか。

それからこれもこれまで繰り返し申し上げてきたんですが、それぞれの事業が非常に多額になる場合の一番最後に当該を上回った額を別途負担するという点が、それぞれの受益の範囲内で事業費を云々というのがあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどのように考えておられるのか。園芸作物条件整備事業等も30%ですが、どういう事業が該当するのか、これらについてお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 4番 矢山議員の質問にお答えをいたします。まず災害で負担金の金額が多いと負担が多く工事もできないのではないかとこの質問をいただきましたが、分担金につきましては、個人または複数の方の受益を伴うものでございまして、必ずいくらかの負担は必要、応分のものは必要というふうに考えております。

農地、それから農業用の用排水路、農道、このあたりの災害復旧につきましては増嵩申請を行いまして、補助率の嵩上げを行うということがございます。これによりまして、ここに書いてあります額以内、少なくなっていくという方向に向いております。

次に林道についてでございますが、林道の災害につきましては、町認定の林道、その部分について災害の復旧を行うと。通称、地元や町民の皆様がよく言われる「うちの裏の山にある林道」と言われるんですが、これについては通称林道でございまして、災害復旧の対象になるものにはならないものがほとんどでございます。個人の道路ということになっておりますので、対象にはなりません。

それから別表下にあります当該上回った額を別途分担金に加算というものがございまして、これにつきましては農地の災害、これが限度額査定というもの

がございまして、その農地を復旧するためにこの金額までは補助金が出るというものを国が定めております。その額を上回った部分については補助が出ませんので、すべて負担金として納めていただくというものでございます。これが限度額を上回った場合に負担をしていただくものと。

次に園芸作物条件整備事業、これは県の重点事業、園芸作物、県が掲げているものなのですが。キャベツ、白ねぎ、アスパラ、蓮根、大根、きゅうり、かぼちゃ等々、十数品目ございます。これを推奨して、新たに区画整理であるとか、土壌改良、用排水路の改良等実施する場合には、先程の園芸作物条件整備事業というものを使用することができますが、現在のところ県のほうに予算がないということでございますので、新年度ですぐに採択ということにはならないということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 大体わかるのはわかったんですが、今の農地について限度額はどのように定められるのか。それから農地の場合は本人が直さないということになれば、それで済むわけですか。水路の場合は関係者が1人でないのですね、受益の云々というのがどういう形で限度額が定められて、そういう問題はあまり発生をしていないのかどうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。限度額の計算方法でございますが、これにつきましては各ほ場ごとにほ場の面積に係数にあたるものなのですが、今、計算式を持ってきておりませんが、ある金額をかけましてそのほ場を機能回復に値する金額を限度額として計算を起こすように国のほうでこれは出ております。この係数につきましては毎年変わってくるもので、多少なのですが、変わってくるものがございます。ですので、このほ場を小さいほ場を直すのであれば限度額が小さくなるので、それ以上に復旧費用がかかれば個人で負担をしてくださいと。国ではこれ以上みれませんというものがございます。詳細については申し訳ありません、手元に資料がないので、事務

所のほうにまたお出でいただければ詳しく説明をさせていただきます。

水路、農道についてなんですが、水路、農道については限度額はございません。機能を回復するために必要なものについては限度額をなく国費がつくというものでございます。また水路については、2戸以上の受益があるというふうに思います、必ず。2戸以上の受益者の方でお話をさせていただき、負担割合等は考えてもらうということになります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もうちょっと教えていただきたいんですが、この負担金、分担金ですね、徴収の仕組みがですね、以内というところで非常に懐の広い、温かいような分担金の基準のようにみえるんですけど、実は冷たい基準なんですね。実際、令和3年から4年では負担率は変わってないと、このように言われたんですけど、実際この分担金を支払ってですね、自分の農地、あるいは農業用施設、これらを管理するにあたって、そこからの果実はどうなっているかと言ったら、米価は下がってるんですよ。そうすると少なし物価スライドを入れてですね、多少の懐をですね、以内ですから考えていただけないかなというのをご提案しているんです。よろしくお願いします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。ちなみに農地災害でございしますが、ここに掲げておりますものは施設災害の農地100分の25以内でございしますが、令和3年度、これは増嵩申請を行い、97.9%、国のほうから補助金をいただいておりますので、2.1%農家の負担ということでございます。その下にあります農業用施設、これは100分の10でございしますが、増嵩申請を行い、99.7%補助金をいただいております。0.3%ですので、100万円の工事であれば3,000円ですか、負担金は。という負担になっております。その他の部分におきましても以内でございしますので、物価スライドはすぐには導入はできませんが、諸事情において以内にさせていただいております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 世羅町のですね、農業の営農の継続支援交付金、こんなものも考えておられるわけですが、要は農地の保全というのが最優先されてですね、そこをどうすればいいかなというときにはこの物価スライド、こんなもんも入れてですね、ほとんどが米作りなんですから、米価を中心にですね、考えていただければ助かると思うんですが、今後の検討課題でお願いいたしたいと思います。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。農災につきましては、先程申し上げましたように、田んぼ、畑、農地と後は施設ですね、水路、農道ですね、がございます。これにつきましては負担法と激甚法、この法律によって、災害復旧の方法、考え方が示されております。でございますので、内容としましては、まずは原形復旧、形を元に戻す。それがどうしても形を変えなければならない場合については、機能回復、その機能を回復するというものが謳われております。それに基づいて災害復旧をしておりますので、議員が今、ご示唆いただいたようなものについては、農災については当てはまりにくいと、このように考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 私は負担法ですね、曲げて解釈しろとは言っていないんです。負担法から漏れるところがあるので、採択基準以下の小さい所、こういう所は町のほうでしっかりとみてくださいなという思いでございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えいたします。負担法に漏れるもの、要するに現在でありますと40万円未満、災害復旧にかかる事業費が40万円未満のものにつきましては、負担をいただくものではなく、補助を出すという事業でやっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ため池のことについてお尋ねをいたします。前にも申し上げたことがあると思うんですが、ため池の修繕について非常に高額になって、負担金も増えていくという、そのことでこれは確かかどうかわかりませんが、県としてはですね、ため池の負担分、徴収分ですね、市町によっては0というところがあると。それを県としては一応それに全体としてそういう風な形にしていきたいというような話を聞いたことがあるんですけども、それについては何か聞いていらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。ため池で負担部分が0というものにつきましては、これは県営事業でございますが、ため池の廃止にかかるものについてはご負担をいただかないというものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第14号 世羅町建設事業分担金の徴収については 原案のとおり可決されました。

この際、日程第18 議案第15号 令和4年度 世羅町一般会計予算 から
日程第25 議案第22号 令和4年度 世羅町公共下水道事業会計予算 まで

の「8件」を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号 令和4年度 世羅町一般会計予算 から 議案第22号 令和4年度 世羅町公共下水道事業会計予算までの「8件」については、委員会条例第5条の規定により「11名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和4年度 世羅町一般会計予算 から 議案第22号 令和4年度 世羅町公共下水道事業会計予算までの「8件」については、「11名の委員」で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

1番 高橋公時議員 2番 上羽場幸男議員 3番 上本 剛議員
4番 矢山 武議員 5番 向谷伸二議員 6番 田原賢司議員
7番 藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員 9番 徳光義昭議員
10番 久保正道議員 11番 山田睦浩議員

以上、「11名」を指名したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました「11名の議員」を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、本日本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、予算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、3月18日 午前9時00分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 17時20分